

第6次飯能市総合振興計画 前期基本計画（素案）

計画期間：令和8年度から12年度まで（5年間）

令和7年10月

飯能市

【目次】

※ 第Ⅰ編・第Ⅱ編は基本構想部分となります。

第Ⅲ編 前期基本計画

第1部 重点施策（第3期飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略）.....	5
重点施策1 地域特性を生かし安定した雇用を創出する.....	7
重点施策2 交流人口、定住人口の人の流れを加速させる.....	8
重点施策3 結婚、出産、子育てなどの若い世代の希望をかなえる.....	9
重点施策4 安心して住み続けられる地域をつくる.....	10
重点施策5 デジタルの力を活用して質の高い市民サービスを実現する.....	11
第2部 施策の体系.....	13
第3部 分野別の施策.....	17
基本目標1 うるおいづくり ～魅力・活力・潤いを生む～.....	18
施策1 森林文化.....	18
施策2 観光・エコツーリズム.....	20
施策3 農林業.....	22
施策4 商工業・雇用.....	24
施策5 環境保全.....	26
基本目標2 ひとづくり ～未来を担う人を育む～.....	28
施策6 こども・若者支援.....	28
施策7 子育て支援.....	30
施策8 学校教育.....	32
施策9 生涯学習・社会教育.....	34
施策10 文化・芸術.....	36
施策11 スポーツ.....	38
基本目標3 あんしんづくり ～健康に暮らす・支え合いで安心できる～.....	40
施策12 健康・医療.....	40
施策13 地域福祉・生活支援.....	42
施策14 高齢福祉.....	44
施策15 障害福祉.....	46
施策16 防災・消防.....	48
施策17 防犯・交通安全.....	50

基本目標4	かいてきづくり ～生活環境を整える・快適にする～	52
施策18	生活環境	52
施策19	土地利用・都市計画	54
施策20	道路・公園	56
施策21	上下水道	58
基本目標5	つながりづくり ～持続可能な仕組みをつくる～	60
施策22	協働・コミュニティ	60
施策23	人権・共生	62
施策24	シティセールス・シティプロモーション	64
施策25	情報政策（DX）	66
施策26	行財政運営	68
第4部	飯能市国土強靱化地域計画	71
第1章	計画の概要	72
第2章	地域を強靱化する上での目標	74
第3章	リスクシナリオ	75
第4章	脆弱性評価の結果	76
第5章	事前に備えるべき目標ごとの主な取組	81
第6章	計画の推進と見直し	90
資料編		91
1	策定体制及び策定経過	92
2	審議会関係	92
3	検討資料	92
4	用語説明（索引）	93

第1部 重点施策

第3期飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略

重点施策(第3期飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

本市では平成28(2016)年に「飯能市地域創生プログラム(飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」(以下「総合戦略」という。)を策定し、また、令和4(2022)年には第2期総合戦略を策定し、人口減少の克服及び賑わいと活力の創造に取り組んできました。

総合戦略の目的は、総合振興計画で掲げるまちづくりの方向性と一致するものであることから、第2期総合戦略に引き続き、前期基本計画と総合戦略を一体的に策定することとし、前期基本計画の重点施策を「第3期飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けています。

一体的な策定により、人口減少や少子高齢化等の諸課題に迅速かつ柔軟に対応しながら、本市のまちづくりを推進していきます。

重点施策では、特に「まち」、「ひと」、「しごと」に関して、国や県の戦略を勘案しつつ、重点的に取り組むべき事項として次の5つを設定します。

なお、本章における「重要業績評価指標(KPI)」には、第Ⅲ編第3部「分野別の施策」に掲載している評価指標のうち、重点施策に関連する代表的なものを転載しています。

※「総合振興計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の相関図を挿入

重点施策1 地域特性を生かし安定した雇用を創出する

< 数値目標 >

新規雇用創出 1,250人（累計）【250人／年】

1 基本的な方向

本市の若年人口の市外への流出による影響を最小限に抑えるため、多様な担い手が活躍する機会をつくと同時に、森林や農地といった地域資源を活用した新たな事業や特に若い世代にとって魅力ある仕事や雇用を創出していくことが重要となります。市内の各地域の特性を生かしながら仕事や雇用を創出し、一人一人がその能力を発揮し活躍できる環境づくりを進めていきます。

2 個別施策

1- (1) 企業誘致の推進

- ・ 未立地箇所への早期立地の促進（4-3）
- ・ 新たな産業用地の創出に向けた検討（4-3）

1- (2) 起業・創業・就業支援の推進、商工業の活性化

- ・ 創業希望者がチャレンジしやすい環境の整備（4-2）
- ・ 企業等と連携した雇用促進のための取組の推進（4-2）
- ・ 公民連携による賑わい創出に向けた取組の展開（4-1）

1- (3) 農林業の振興及び農林業への就業支援

- ・ 就農支援、農地所有者と就農希望者とのマッチング（3-1）
- ・ 農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消（3-1）
- ・ 林業及び木材産業事業者の育成と支援（3-3）

3 重要業績評価指標(KPI)

※関連する分野別の施策から転載

重点施策2 交流人口、定住人口の人の流れを加速させる

< 数値目標 >

人口の社会動態プラスの維持 【参考：令和6年度+175人】

交流人口（入込観光客数）400万人／年間 【参考：令和6年385万人】

1 基本的な方向

急激な人口減少を緩やかにしていくため、引き続き都市回廊空間をはじめとする地域資源を生かした賑わいの創出や子育て世代の流入の促進、土地区画整理事業の推進などにより、交流人口、定住人口につなげていきます。また、飯能市を知ってもらう、飯能市と関わる人を増やすという視点に立ってあらゆる施策を推進し、本市への人の流れをさらに加速させていきます。

2 個別施策

2-（1）地区別振興策の推進

- ・ 地域の特性に応じた利便性の向上（19-1）
 - ① 飯能第一小学校等複合施設の整備
 - ② 道の駅の整備
 - ③ 元加治駅周辺の整備
 - ④ 土地区画整理事業の加速化
 - ⑤ "農のある暮らし"「飯能住まい」制度による移住・定住支援
 - ⑥ 廃校舎を活用した山間地域の活性化

2-（2）都市回廊空間から中心市街地、そして山間地域との相互の人の流れの創出

- ・ 都市回廊空間を構成する拠点施設や道路の整備（2-1、19-2、20-1）
 - ① 飯能らしさに磨きをかけた魅力アップによるさらなる誘客
 - ② 阿須小久保線の整備
 - ③ 久下六道線の整備
- ・ 商工会議所や商店街連盟の賑わい創出の取組への支援（4-1）
- ・ 市内を回遊する人の流れを活性化する公民連携による取組の推進（19-2）
- ・ 民間事業者等との対話と強みの掛け合わせによるまちづくり（26-3）

2-（3）積極的なシティセールス・シティプロモーション

- ・ 民間活力を生かした積極的なシティプロモーションの実施（24-2）
- ・ 交流人口・関係人口を創出するための情報発信（24-2）
- ・ 移住・定住を希望する人への情報提供と支援の実施（24-2）

3 重要業績評価指標(KPI)

※関連する分野別の施策から転載

重点施策3 結婚、出産、子育てなどの若い世代の希望をかなえる

< 数値目標 >

合計特殊出生率の向上（埼玉県平均以上）

【参考：令和6年は埼玉県平均 1.09、飯能市 0.97】

1 基本的な方向

若い世代が結婚や子どもを持つことの希望がかなえられるようにするため、保護者への切れ目のない子育て支援、仕事と子育てが両立できる環境の整備などを進めます。また、先進的な学校教育や地域ぐるみで子どもの成長を応援するまちづくりに取り組み、子どもを産み育てたい、子どもを産み育てられると思えるまちを目指します。

2 個別施策

3-（1）切れ目のない子育て支援の推進

- ・結婚を望む人への支援の実施（6-2）
- ・様々な機関や専門職が連携した切れ目のない支援の実施（7-1）
- ・妊娠・出産、子育てを希望する人への支援の充実（7-1）
- ・地域の子育て支援機能の充実（7-2）
- ・家庭教育支援体制の充実（9-2）

3-（2）未来を拓く教育の推進

- ・多様な学びや体験機会の充実（6-1）
- ・学びの改革を推進する「主体的・対話的で深い学び」の実現（8-1）
- ・一人一人の教育機会の確保（8-2）
- ・子ども達の安全・安心で多様な活動場所の充実（9-2）

3-（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進（23-2）

3 重要業績評価指標(KPI)

※関連する分野別の施策から転載

重点施策4 安心して住み続けられる地域をつくる

< 数値目標 >

転出意向 10%以下 【参考：令和6年度市民意識調査では10.5%】

1 基本的な方向

人口減少の中でも市民が安心して住み続けられる地域をつくるため、地域公共交通の確保、都市のコンパクト化やインフラ維持、公共施設の適正配置により、市民の利便性を損なうことなく必要とするサービスを持続的に提供します。また、市民、各種団体、地域との協働により、全ての年代の人々が将来にわたって住み続けたいと思えるまちを目指します。

2 個別施策

4- (1) 安全で利便性の高い道路や土地等の改良促進

- ・安全で快適に通行できる道路空間の整備（20-1）
- ・土地区画整理事業の推進（19-1）
- ・社会情勢等の変化を踏まえた都市計画の変更（19-1）

4- (2) 災害に強く、住みよい地域づくり

- ・森林のゾーニングに基づく針広混交林化（1-2、3-4）
- ・公民連携による地域防災力の強化（16-2）
- ・建築物や橋りょう、公共施設などの耐震化の促進（18-3、20-1、21-1、21-3）

4- (3) 地域の移動手段を「まもる」「育てる」「つくる」

- ・外出支援など地域の実状に合わせた支え合いの仕組みづくり（13-1）
- ・地域公共交通ネットワークの構築（19-1）

4- (4) ゼロカーボンシティの実現に向けた取組

- ・森林のゾーニングに基づく針広混交林化（1-2、3-4）
- ・省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進（5-3）
- ・ダイアプラン構成市と連携した地球温暖化防止対策（5-3）

4- (5) 包括的支援体制のさらなる充実

- ・保健、医療、介護、福祉の総合的・専門的な相談支援体制の整備推進（12-2、12-3、14-1）
- ・既存の相談支援等の取組を活用した重層的支援体制の構築 ～世代や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援～（6-1、7-1、7-3、12-2、13-2、14-2、15-2）

3 重要業績評価指標(KPI)

※関連する分野別の施策から転載

重点施策5 デジタルの力を活用して質の高い市民サービスを実現する

< 数値目標 >

オンラインで申請できる行政手続数 ○件／年間

1 基本的な方向

人口減少に伴う社会の担い手不足や税収の減少に対応するため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、デジタル技術を活用した自動化・省力化、データを活用した的確なニーズ把握による最適化などの取組を進め、サービスの質を維持・向上させていきます。また、申請手続のオンライン化やキャッシュレス化の推進などにより、市民の生活利便性の向上を目指します。

2 個別施策

5-（1）デジタル基盤の整備

- ・行政手続のオンライン化の推進（25-1）
- ・マイナンバーカードの普及・利活用促進（25-1）
- ・AI等先進技術の活用推進（25-3）
- ・効率的、効果的な事業手法の検討（26-1）

5-（2）デジタル人材の育成・確保

- ・セキュリティ対策の徹底（25-1）
- ・職員のデジタル人材の育成（25-3）
- ・組織や職員数の適正化と人材の育成（26-1）

5-（3）誰一人取り残されないための取組

- ・デジタルの恩恵を享受するためのデジタル活用力の向上（25-2）
- ・利用者視点の行政サービスづくりと業務の最適化（25-3）

3 重要業績評価指標(KPI)

※関連する分野別の施策から転載

第2部 施策の体系

基本目標 1

『うるおいづくり ～魅力・活力・潤いを生む～ 』

施策 1 森林文化

施策 2 観光・エコツーリズム

施策 3 農林業

施策 4 商工業・雇用

施策 5 環境保全

基本目標 2

『ひとづくり ～未来を担う人を育む～ 』

施策 6 こども・若者支援

施策 7 子育て支援

施策 8 学校教育

施策 9 生涯学習・社会教育

施策 10 文化・芸術

施策 11 スポーツ

基本目標 3

『あんしんづくり ～健康に暮らす・支え合いで安心できる～ 』

施策 12 健康・医療

施策 13 地域福祉・生活支援

施策 14 高齢福祉

施策 15 障害福祉

施策 16 防災・消防

施策 17 防犯・交通安全

基本目標 4

『かいてきづくり ～生活環境を整える・快適にする～ 』

施策 18 生活環境

施策 19 土地利用・都市計画

施策 20 道路・公園

施策 21 上下水道

基本目標 5

『つながりづくり ～持続可能な仕組みをつくる～ 』

施策 22 協働・コミュニティ

施策 23 人権・共生

施策 24 シティセールス・シティプロモーション

施策 25 情報政策(DX)

施策 26 行財政運営

第3部 分野別の施策

施策1 森林文化

〔施策が目指すまちの姿〕

< 森林の働きが暮らしを支え、人々が自然と共に生きるまち >

森林整備により森林の持つ公益的機能が十分発揮されるとともに、森林資源の活用を通じて、森林の恵みを身近に感じられるまちになっています。

〔社会情勢・現状〕

- 本市では、平成 17(2005)年に「森林文化都市」を宣言し、森林資源を活用した新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと活力あるまちづくりを進めています。
- 国においては、喫緊の課題である森林整備を推進するため、令和元（2019）年度に森林環境譲与税を創設し、森林の間伐や木材の利活用などの財源として使えるようになりました。
- 本市では、「第 7 次森林整備計画」における森林づくりの基本方針として「森林資源を、活かす」を掲げており、森林環境譲与税や国庫補助金等を活用し、森林整備の促進のため森林境界の明確化や民間事業者が主体となった間伐、森林資源の活用として新生児への西川材おもちゃ贈呈や森林サービス産業への支援等を行っています。

〔問題点・課題〕

- 持続可能な社会の実現に向け、森林の持つ公益的機能の理解促進や森林とのふれあいの機会の充実など、森林と人が共生していくための取組が求められます。
- 管理を放棄された森林や境界が分からない森林が増えていることから、境界の明確化や森林施業の集約化を進めるなど、森林整備につながる取組が求められています。
- 森林のゾーニングにより、その土地に適した形での森林整備を進めていく必要があります。
- 伐採期を迎えた木材資源を活用するため、公共施設や民間施設等への木材利用のほか、木を身近に感じられる取組を推進していく必要があります。
- 林業だけではなく幅広い分野での森林資源の利活用を進め、新たな価値を見出していく必要があります。

飯能市森林文化都市宣言（平成 17 年 4 月 1 日）

飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきました。

人々が森林とのふれあいを通じて心身ともに森林の恵みを楽しみ、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代において、本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力のあるまちづくりを推進します。

ここに森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言します。



〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市森林整備計画

〔主な取組〕

1 森林文化都市としてのまちづくり

- ① 森林文化都市はんのうとしての意識の醸成
- ② 豊かな自然環境や森林資源の観光や教育、地域づくりなどへの活用
- ③ 森林文化都市はんのうの魅力の構築・発信

2 森林の適切な管理

戦略

強靱

- ① 木材の搬出を伴う間伐や路網整備等の推進、危険木等の伐採支援
- ② 森林のゾーニングに基づく針広混交林化

3 森林資源の活用

- ① 森林や木材に関する情報発信と交流活動（はんのう森林プラットフォームの活用）
- ② 施設等への西川材利用の推進
- ③ 木育の推進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
日々の暮らしの満足度	「日々の暮らしの満足度」の平均点 (総合振興計画の意識調査結果より)	6.37点	7.00点
「飯能市は身近に自然を感じる事ができる」と思う人の割合	「飯能市は身近に自然を感じる事ができる」と回答した人の割合 (総合振興計画の意識調査結果より)	74.4%	80.0%
森林文化都市宣言の認知度	森林文化都市宣言を知っている人の割合	—	50.0%

〔用語説明〕

施策2 観光・エコツーリズム

〔施策が目指すまちの姿〕

< 暮らす人、訪れる人、誰もが愛着を持てる観光のまち >

観光振興により地域が賑わい、経済が潤い発展し、市民、事業者等が地域に愛着を持って観光地づくりを推進するまちになっています。

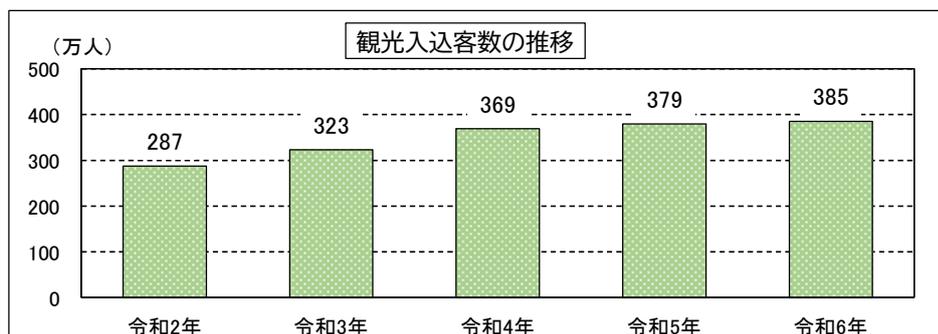
〔社会情勢・現状〕

- 訪日外国人旅行者数の増加が続いています。近年のインバウンドの旅行志向として、「歴史・伝統文化体験」や「日常生活体験」への関心が高まっています。一方で、日本人の国内旅行者数や旅行経験数は伸び悩み、観光ニーズは多様化しています。
- 観光地域づくり法人（DMO）である（一社）奥むさし飯能観光協会を中心に観光関連事業者、農業、林業、商業、工業、交通といった多くの事業者、市民、行政とともに観光振興に取り組んでいます。
- 観光客やエコツアー参加者への公共交通機関の利用を促進しつつ、公共交通事業者と連携した観光振興を推進し、持続可能な地域づくり、観光地域づくりによる観光入込客数の増加に向けた取組を推進しています。
- 本市は、平成16（2004）年に環境省よりエコツーリズム推進モデル地区に指定されて以降、飯能市エコツーリズム推進協議会を中心に地域住民や地元事業者とともに、身近な自然や歴史、地域の人々の生活文化などを資源としたエコツーリズムの推進に取り組んでいます。
- 来訪者のニーズや情報収集の多様化に対応するため、チラシの配架やホームページ、SNSの運用に加え、メール配信、WEB広告の掲出なども行っています。

〔問題点・課題〕

- 観光やエコツアー誘客の推進のため、SNSやWEBを活用した広告などのプッシュ型の情報発信の強化が必要であるとともに、人流等のデータを活用したマーケティングなど、ソフト面の取組を強化することも求められています。
- 魅力的なコンテンツを提供するエコツアーの拡充や、インバウンドに対しての受入体制の整備を進めるとともに、新規エコツアーを継続的に実施できるよう、新規ガイドの養成、既存ガイドのスキルアップが必要となっています。
- 老朽化した観光施設の統廃合や改修、ハイキング（登山）道、遊歩道等の自然を楽しむ観光施設の継続的な維持管理が必要となっています。
- 観光やエコツアー誘客の推進において、樹木の管理による景観の維持、ナラ枯れ対策などの自然環境の変化への取組を進める必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市観光ビジョン

〔主な取組〕

1 新たな交流と観光のすすめ

戦略

- ①飯能らしさに磨きをかけた魅力アップによるさらなる誘客
- ②観光振興による回遊と経済の活性化
- ③誰もが安心して楽しめる、市民生活との調和のとれた観光地づくりの推進
- ④データを活用した積極的な情報発信の強化

2 エコツーリズムの推進

- ①魅力的で体験価値のある飯能エコツアーの実施
- ②エコツアー実施者（ガイド）の養成及び実施者のスキルアップの強化
- ③エコツアー参加者データを活用した積極的な情報発信の強化

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
観光入込客数	国の共通基準に基づく観光地点等入込客数（年間）	385万人	400万人
エコツアー参加者数	年間のエコツアー参加者数	3,320人	4,000人

〔用語説明〕

施策3 農林業

〔施策が目指すまちの姿〕

< 自然環境と調和した持続可能な農業・林業が営まれるまち >

自然環境に過度な負担なく営まれ、持続可能な農林業が展開されるまちになっています。

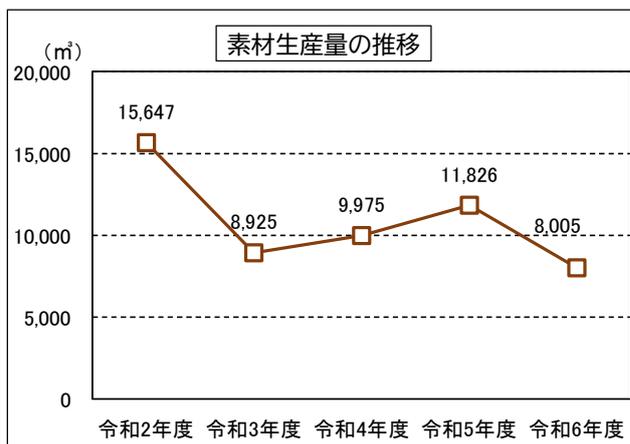
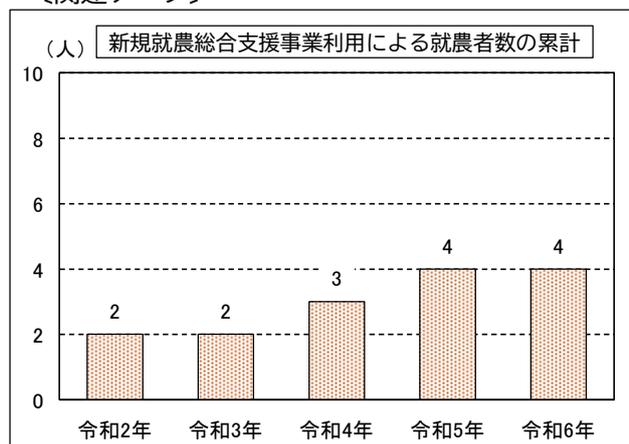
〔社会情勢・現状〕

- 高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。
- 令和7（2025）年3月に、平松・芦荻場地区、川崎・下川崎地区及び双柳地区について「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を策定し、農地を次代に引き継ぐため、農地所有者と担い手とのマッチングを通じて、農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消を図っています。
- 特定外来生物のアライグマが市民の生活圏で繁殖しており、駆除には市民の協力が必要となっています。本市では、アライグマ捕獲者養成研修会を開催するほか、捕獲用の箱ワナの無償貸与、報奨金などにより市民の捕獲意欲向上に努め、農作物の被害の防止を図っています。
- 戦後の拡大造林から約70年が経過し、多くの木材資源が伐採期にあるなか、木材価格の下落による林業の採算性の悪化や世代交代等により、森林に対する所有者の関心の低下から自らが森林整備を行うことが少なくなり、森林の持つ公益的機能の維持が危ぶまれています。

〔問題点・課題〕

- 地域計画内の農地所有者や耕作者の農業継続意欲が低減し、耕作放棄地が増加しているとともに、農業者の高齢化等により、今後担い手不足が予想されていることから、農地を貸したい所有者と担い手のマッチングを強化し、引き続き農業を担う農業者への農地の集積・集約化を進めることが必要です。
- 特定外来生物のアライグマは農作物だけではなく、既存の生態系にも影響を及ぼし、在来生物も食害に遭っていることから、アライグマ捕獲従事者養成研修会への新規の受講者を募るとともに、受講済者への再学習会の機会も必要です。
- 担い手の確保や後継者の育成等を進めていくため、林業等に係る基盤の整備や森林・林業に関する情報発信を強化していく必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）
- 飯能市鳥獣被害防止計画
- 飯能市森林整備計画

〔主な取組〕

1 農地の効率的な利用、新規就農者に対する支援 戦略

- ① 就農支援、農地所有者と就農希望者とのマッチング
- ② 農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消

2 鳥獣被害対策の充実 強靱

- ① 市民や団体などによる地域ぐるみの対策の推進

3 森林・林業・木材産業基盤の強化 戦略 強靱

- ① 森林境界の明確化など森林に関わる情報の整備
- ② 林道等の維持管理
- ③ 林業及び木材産業事業者の育成と支援

4 森林の適切な管理（再掲） 戦略 強靱

- ① 木材の搬出を伴う間伐や路網整備等の推進、危険木等の伐採支援
- ② 森林のゾーニングに基づく針広混交林化

5 森林資源の活用（再掲）

- ① 森林や木材に関する情報発信と交流活動（はんのう森林プラットフォームの活用）
- ② 施設等への西川材利用の推進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
新規就農者数	新規就農総合支援事業を利用して就農した人数（個人・法人）の累計	4人	10人
農地中間管理権等設定面積	農用地利用集積等促進計画における農地の設定面積（延べ）	33.8ha	53.8ha
アライグマ捕獲従事者養成研修受講者数	年4回実施しているアライグマ捕獲従事者養成研修研修会の受講者の合計（年間）	36人	80人
素材生産量	1年間に森林から生産された原木の量	8,005 m ³	10,000 m ³

〔用語説明〕

施策4 商工業・雇用

〔施策が目指すまちの姿〕

< 商いをすることや働くことにチャレンジしやすいまち >

新規出店支援や企業立地などで雇用が創出され、意欲のある働き手が集い、活力にあふれ、誰もが活躍できるまちになっています。

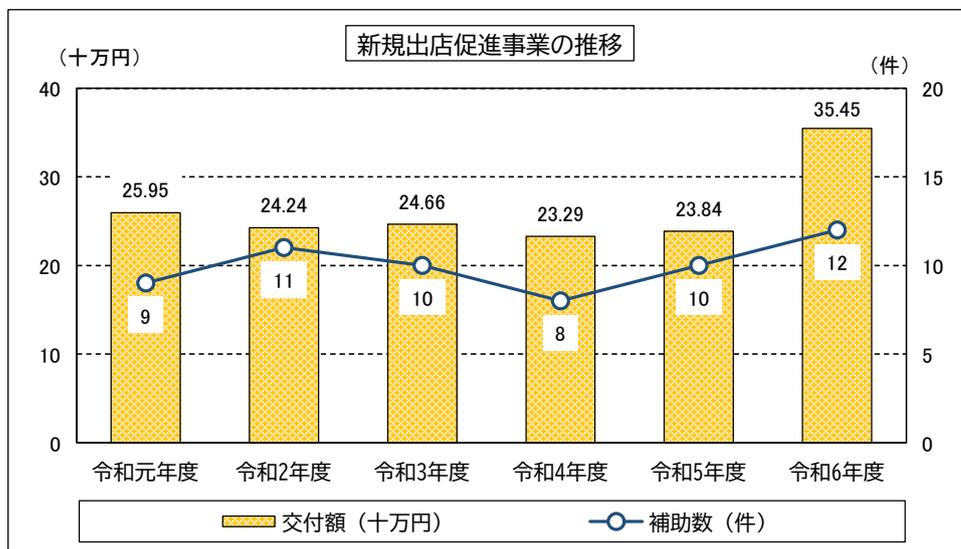
〔社会情勢・現状〕

- コロナ禍以降も商店街を取り巻く環境は一層厳しくなっており、空き店舗も多くなっています。本市では創業を希望する方や創業後間もない方を産学官金の総合的な連携体制によりサポートを行っています。
- 地域経済の活性化や雇用の創出、商工業の振興につなげるため、市内での起業・創業を促進する各種補助金制度の充実や、就業・雇用支援として埼玉県・ハローワーク飯能と連携し、市内企業を中心とした合同就職相談会などを実施しています。
- 企業誘致に向け、精明東部地区に指定している産業用地への誘致活動を継続するほか、空き地となっている事業用地の紹介等を実施しています。

〔問題点・課題〕

- 商店主等の事業承継に対する理解を高める必要があるとともに、商店街の将来の姿をともに描き、個々の商業店舗や商店街の活性化を図る必要があります。
- まちなかの低未利用地や空き物件の活用を促進させ、シャッター街化を抑制するとともに新規出店希望者がチャレンジしやすい環境を作っていく必要があります。
- イベントを実施しても一過性の賑わいとどまり、継続的な商店街への誘客に繋がっていないことから、商店街の賑わい創出に向けて、魅力ある店舗の出店による継続的な誘客や、観光客のまちなかへの回遊や滞在性を促進させる必要があります。
- 本市には、新たな工業系の産業用地が不足しているため、土地利用が可能な土地を早期に埋めるとともに、新たな産業用地を創出する必要があります。

〔関連データ〕



〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能まちなか未来ビジョン

〔主な取組〕

1 商店街やまちなかの賑わいの創出 戦略

- ① 商工会議所や商店街連盟の賑わい創出の取組への支援
- ② まちなかへの新規出店者に対する支援の強化の検討
- ③ 公民連携による賑わい創出に向けた取組の展開

2 起業・就業支援の強化 戦略

- ① 創業希望者がチャレンジしやすい環境の整備
- ② 企業等と連携した雇用促進のための取組の推進

3 企業誘致の推進 戦略

- ① 未立地箇所への早期立地の促進
- ② 新たな産業用地の創出に向けた検討

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
創業件数	創業支援補助制度を活用した創業件数 (延べ数)	146件	210件
精明東部地区に指定する区域の立地割合	精明東部地区に指定している土地の総面積のうち、立地済みとなった土地の面積の割合	64%	80%

〔用語説明〕

施策5 環境保全

〔施策が目指すまちの姿〕

< 森林や河川が大切にされる環境にやさしいまち >

飯能市の豊かな自然環境を守り、育み、将来世代においてもその恵みを享受できるように取り組むまちになっています。

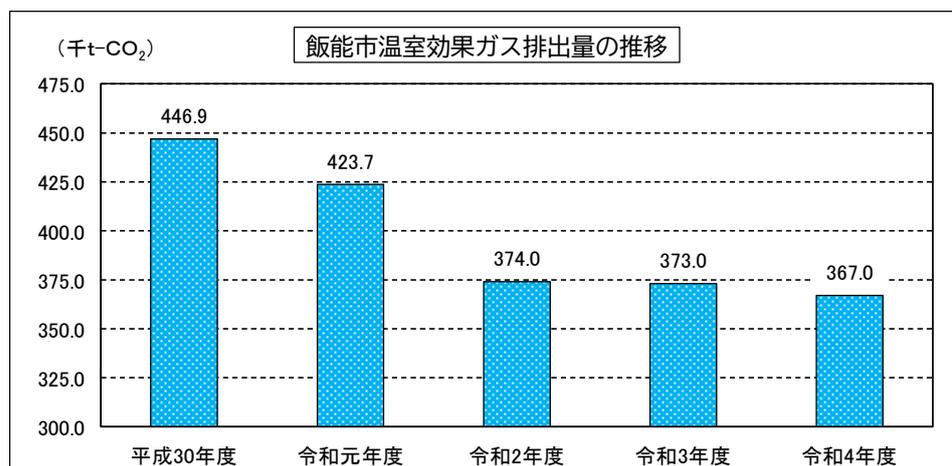
〔社会情勢・現状〕

- 自然環境の保全に向けて景観緑地を新規に指定、更新を行っています。
- 埼玉県と共同で、緑のトラスト運動を進めているとともに、民間団体との協働による保全活動や自然観察会を実施しています。
- 埼玉県内で特定外来生物による生態系等の被害拡大が確認されています。
- 令和3（2021）年2月に埼玉県西部地域まちづくり協議会で「ゼロカーボンシティ共同宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指しています。本市では、森林の整備・保全及び活用、再生可能エネルギーの利用・促進及び省エネルギーの推進を主な取組としています。
- 河川等の公共水域の環境保全に向けて、水質調査の実施、合併処理浄化槽の設置普及と適正な維持管理、生活排水の処理について市民の意識の醸成を行っています。また、河川内の植栽管理、護岸等の小規模補修、小規模水路等の維持管理及び浚渫工事等を進めています。

〔問題点・課題〕

- 景観緑地の目標指定面積に到達していないことから、景観緑地制度の地権者への周知を図り、指定を拡充する必要があります。
- 保全地における不法投棄がみられることから、利用者のマナーに関する啓発と意識の醸成及びごみの分別処理方法の周知を図る必要があります。
- 市内各所でも特定外来生物が確認できることから、防除の対応が必要です。
- 市内河川の水質状況が芳しくない区域があることから、環境負荷の少ない合併処理浄化槽の設置推進に対する市民の理解を図る必要があります。
- 二酸化炭素の排出実質ゼロの目標に向け、脱炭素社会の実現に寄与する取組が必要です。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市環境基本計画 ○ 飯能市生活排水処理基本計画
- 飯能市清流保全実施計画

〔主な取組〕

1 里山・緑地等の環境保全

- ① 景観緑地、緑のトラスト保全地、里山、農地等の保全
- ② 一人一人の環境意識の向上

2 河川・湖等の環境保全 強靱

- ① 生活排水対策
- ② 河川環境の保全
- ③ 自然災害への備え

3 脱炭素社会の実現 戦略 強靱

- ① 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進
- ② ダイアプラン構成市と連携した地球温暖化防止対策

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
自然環境保全活動に参加するボランティア人数	はんのう市民環境会議が主催する天覧山谷津の里づくりプロジェクトの年間参加者数	289人	300人
河川水質調査の環境基準（BOD値）達成箇所の割合	河川水質調査地点（10か所）の河川BOD値の環境基準を達成した割合	90%	100%

〔用語説明〕

施策6 こども・若者支援

〔施策が目指すまちの姿〕

< こども・若者の多様な個性が尊重され、自分らしく成長できるまち >

全てのこども・若者が大切にされ、それぞれの持つ可能性を引き出せるまちになっています。

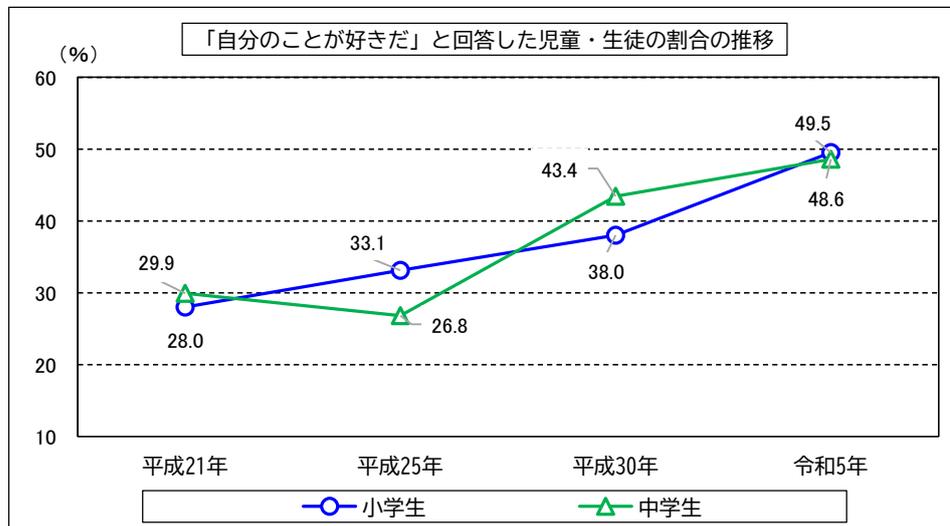
〔社会情勢・現状〕

- 令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、基本理念として全てのこどもの基本的人権の保障、意見表明や教育を受ける機会の確保、地方公共団体がこども等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずることなどが定められました。同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。
- 本市では、こどもを保護の対象から権利の主体へと周囲の認識を改めていくための啓発や、地域においてこどもが利用しやすい施設・場所として遊びや体験の場を提供しています。
- 小中学校においては、不登校の児童・生徒も成長できる居場所の充実など、一人一人のこども・若者のつらさや悩みに寄り添い安心して生活ができるよう支援体制の充実に努めています。また、学校外においても、さまざまな困難により孤立しているこどもたちが安心して居場所を令和5（2023）年度に開設し支援を進めています。

〔問題点・課題〕

- 全てのこども・若者が、生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ちながら成長・活躍できるよう、こども・若者を地域全体で見守り、手を差し伸べていく環境づくりが求められます。
- 地域の行事や活動に関わるこども・若者の割合を増やすため、多様な体験機会を充実させ、社会参加や参画を促進していく必要があります。
- 未婚化や晩婚化など、様々な要因により少子化が進む中、結婚や出産を考える世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるような支援を推進する必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市こども計画 ○ 飯能市障害児福祉計画 ○ 飯能市教育大綱
- 飯能市教育振興基本計画

〔主な取組〕

1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

戦略

- ①こども・若者による意見表明・社会参画の促進
- ②多様な学びや体験機会の充実
- ③一人一人の特性に応じた相談支援の充実

2 こども・若者を社会全体で応援する地域づくり

戦略

- ①安心できる居場所の充実
- ②こども・若者をまんなかに据える地域づくりの推進
- ③結婚を望む人への支援の実施

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	「自分のことが好きだ」と回答した人の割合 (こども計画の意識調査結果より)	小学生 49.5% 中学生 48.5% 若者 48.0%	小学生 60% 中学生 60% 若者 60%
安心できる居場所がないと回答したこども・若者の割合	安心できる居場所がないと回答した人の割合 (こども計画の意識調査結果より)	5.0%	0%

〔用語説明〕

施策7 子育て支援

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰もが安心して子育てすることができるまち >

飯能市ならではの支援体制や子育て環境により、子どもも保護者も心身とも健やかに暮らしています。

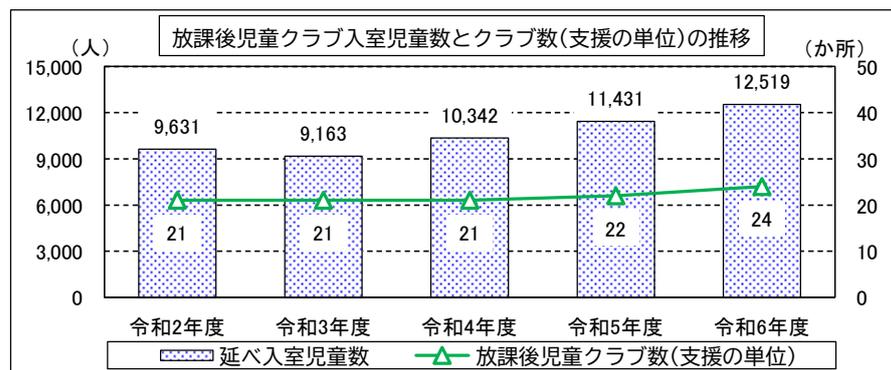
〔社会情勢・現状〕

- 国全体で少子化が進んでいる一方で、子育て当事者の就業率の高まりや生活スタイルの多様化などにより、保育ニーズの増加・多様化が進んでいます。また、子育てについての不安や悩みを抱える保護者も増加しています。
- 本市では、令和6年度にこども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の連携をさらに強化し、包括的で切れ目のない支援を進めています。また、学校施設や民間施設、児童館等を活用し、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等の整備を進めるとともに、財政的な支援等を行っています。
- 保育施設等の利用を希望する障害のある子どもや合理的な配慮が必要な子どもの増加に対応するため、臨床心理士や理学療法士等の巡回相談を実施し、保育の質を高めています。医療的ケア児については、公立保育所において受入体制を整備しています。また、令和7年度に病児保育施設を開設したほか、私立幼稚園の認定こども園への移行支援を行っています。
- 障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもの支援について、当事者家族とともに、障害福祉、保健、医療、保育、子育て、教育の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を行っています。

〔問題点・課題〕

- 産後の育児について支援が必要となる全ての方に、産後ケア事業等の利用に向けた事業の周知徹底を図るとともに、児童福祉部門と母子保健部門の連携支援の仕組みの強化に向け、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関の充実が必要となっています。
- 出生数が減少している中、児童虐待に結びつく恐れのある家庭や子どもの課題は複雑かつ多様化していることから、妊娠期からの切れ目のない支援に向け、関係機関等とのさらなる連携強化を図る必要があるとともに、妊娠時から地域子育て支援拠点等を利用してもらえるよう、周知を徹底する必要があります。
- 放課後児童クラブの利用児童の増加に対応できるよう、学校の余裕教室や既存施設の活用等を進める必要があります。
- 多様な障害特性に対応した質の高い支援を提供するため、児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制を整備する必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市こども計画 ○ 飯能市障害者計画 ○ 飯能市障害児福祉計画
- 飯能市教育振興基本計画 ○ 飯能市公共施設等総合管理計画

〔主な取組〕

1 妊娠期から出産、子育て期にわたる継続した支援 戦略

- ①こども家庭センターの機能の強化
- ②様々な機関や専門職が連携した切れ目のない支援の実施
- ③妊娠・出産、子育てを希望する人への支援の充実

2 保育環境・幼児教育環境の整備 戦略 強靱

- ①地域の子育て支援機能の充実
- ②多様な保育の充実
- ③安全・安心な子育て環境の整備

3 障害児支援体制の整備 戦略

- ①児童発達支援センターの設置
- ②保育所等訪問支援を活用したインクルージョンの推進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域の子育て環境や支援の満足度	地域の子育て環境や支援に満足していると回答した人の割合 (こども計画の意識調査結果より)	乳幼児保護者 35.8% 小学生保護者 24.5%	乳幼児保護者 50.0% 小学生保護者 35.0%
こども誰でも通園制度の利用児童数	保育所などに通っていない家庭のこどもでこども誰でも通園制度を利用した人数	0人	20人/月
待機児童数	放課後児童クラブの待機児童数 (各年4月1日時点)	25人	0人
児童発達支援センターの設置	4つの中核機能を有する機関※ (こども家庭庁「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」より)	0か所	1か所

※ 4つの中核機能を有する機関：①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児通所支援事業所におけるスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョン推進の中核機能 ④地域の発達支援関する入口としての相談機能

〔用語説明〕

施策8 学校教育

〔施策が目指すまちの姿〕

< 一人一人のニーズに対応した質の高い学びが保障されるまち >

「主体的・対話的で深い学び」により、こどもたちの能力や適性に応じた創造性を育む教育が実現されています。

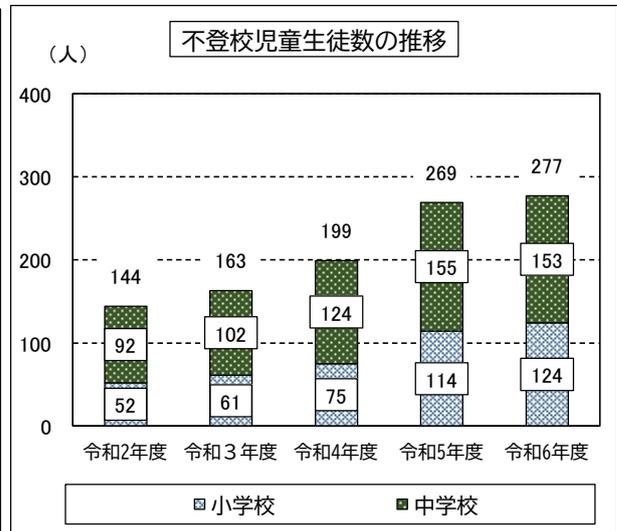
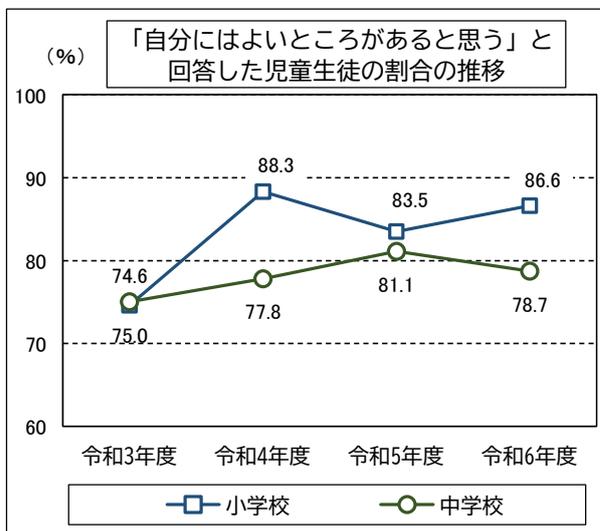
〔社会情勢・現状〕

- 人工知能（AI）が飛躍的に進化している中で、新たな教育環境の展開が進んでいます。
- 児童生徒数の減少、学校施設・設備の老朽化、不登校児童生徒数の増加、グローバル化に伴う外国籍の児童生徒数の増加等、本市における教育的ニーズも多様化、複雑化しています。
- 児童生徒1人1台端末が供与され、教育の新たな取組であるGIGAスクール構想が進む中、学習用タブレットを効果的に活用した学びが深まっていますが、本市では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学校ごと、学区ごとに授業研究を行っています。
- 小規模特認校制度により、山間地域の小規模校の児童生徒数が増加しています。また、各学校内にスペシャルサポートルームや特別支援学級を設置しているほか、安全な学びの環境確保に向け防犯カメラの設置も進んでいます。

〔問題点・課題〕

- 全ての児童生徒が夢中になって探究できるような授業へ質的転換し、学びの改革のさらなる推進に向けて、各学校全体で主体的・対話的で深い学びの実現を目指す必要があります。
- 不登校児童生徒の増加に対しては、早期発見に努め、児童生徒一人一人の現状を的確に把握し、個に応じた支援をより丁寧に行うことが求められます。
- 支援を必要とする児童生徒数の増加に対しては、学校内の相談体制・組織体制の整備と、外部関係機関との連携をさらに強化する必要があります。
- 学校施設全般の老朽化が進む中、各学校施設の適切な管理と計画的な改修を進めるとともに、安心、安全な施設の維持管理を強化する必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市教育大綱 ○ 飯能市教育振興基本計画
- 飯能市公共施設等総合管理計画

〔主な取組〕

1 学ぶ権利の保障と質の高い教育の追求 戦略

- ① 学びの改革を推進する「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 社会の形成に参画する資質・能力の育成

2 一人一人のニーズに対応した教育の推進 戦略

- ① 障害のある児童生徒への支援・指導の充実
- ② 一人一人の教育機会の確保
- ③ 一人一人の状況に応じた相談体制の整備

3 学校環境の整備・充実 強靱

- ① 安全・安心な学習環境の保持
- ② 登下校の安全対策の推進
- ③ 信頼される教職員の育成と負担軽減の促進
- ④ 学校規模の適正化

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合	「自分にはよいところがあると思う」と回答した人の割合 (全国学力・学習状況調査(児童質問紙調査)の結果より)	小学生 86.6% 中学生 78.7%	小学生 90.0% 中学生 88.0%
不登校児童生徒数	公立小・中学校の不登校児童生徒数	277人	200人

〔用語説明〕

施策9 生涯学習・社会教育

〔施策が目指すまちの姿〕

< 学びの機会が充実し、それぞれの知識や経験を地域に還元できるまち >

市民が生涯にわたって学び続けることができ、また、学びを通して得た知識や経験が地域活動や社会に広く還元され、心豊かに暮らしています。

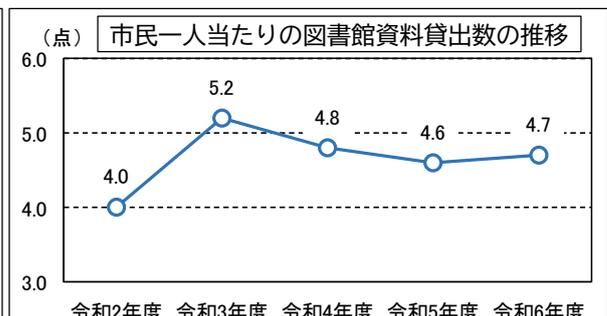
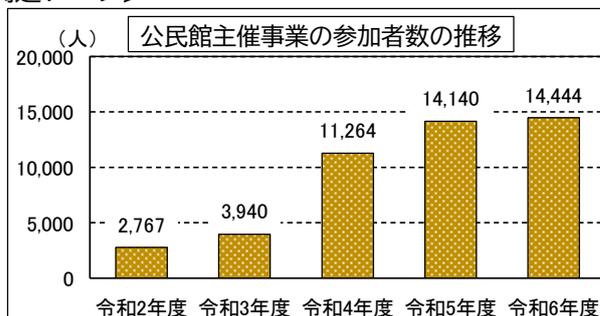
〔社会情勢・現状〕

- こどもの学ぶ力や生きる力を育むとともに、地域で地域のこどもを育てる仕組みをつくるため、産官学金が連携し、子ども大学を開校しています。
- 若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びをはじめのきっかけとして、また、生涯を通じて学ぶことができる場を提供するため、駿河台大学と連携して公開講座（市民の大学、オンライン講座）のほか、市職員による出前講座を実施しています。公民館では、市民のライフステージに対応した事業を実施し、参加者も増加しています。
- こどもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域住民の参画を得て、こどもたちに様々な体験・交流活動の機会を提供するため、地域の方々がスタッフや講師となった放課後子ども教室を実施しています。
- 図書館は、市民が必要とする多様な資料や情報を提供するとともに、郷土資料を通じて歴史や文化を継承する重要な役割を担っています。また、知識や読書体験は市民の心を豊かにし、その体験を共有する交流は、地域における新たなつながりを生み出す基盤となっています。

〔問題点・課題〕

- 生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、その成果を個人や社会の課題解決につなげていけるよう、生涯学習の機会の充実や、学びの成果が生かせる仕組みづくりや情報発信が必要です。
- 家庭の教育力の低下が指摘されており、学校運営協議会における特色ある学校づくりに向けた取組や学校応援団の活動の推進が求められます。
- 青少年と地域とのつながりが希薄化しており、青少年の非行に対する地域の抑止力が低下していることから、地域・学校・家庭の一層の連携が必要です。とりわけ、地域で活躍できる人材や団体の発掘が求められます。
- 市民が情報を得て学びや交流を深める場として、図書館の利用を促進することが課題です。そのため、地域資料のデジタル化や多様な媒体の活用を進め、情報へのアクセスを広げる工夫が必要です。あわせて、障害のある方や外国籍の方など、多様な背景を持つ人々が安心して利用できる環境を整備していくことが求められています。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市教育大綱 ○ 飯能市教育振興基本計画 ○ 飯能市図書館サービス計画
- 飯能市こども読書活動推進計画 ○ 飯能市公共施設等総合管理計画
- 飯能市文化財保存活用地域計画

〔主な取組〕

1 地域との連携・協働による生涯学習の推進

- ①人生 100 年時代における生涯にわたる学びの充実
- ②駿河台大学や地域の関係機関との連携強化
- ③市民発案の事業化や地域人材との連携強化

2 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

戦略

- ①学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進
- ②学校応援団活動の推進
- ③家庭教育支援体制の充実
- ④青少年健全育成活動の促進
- ⑤こども達の安全・安心で多様な活動場所の充実
- ⑥生涯にわたる学びの場の提供

3 公民館・図書館における学習活動支援

- ①地域活動の充実につながる公民館
- ②地域・郷土行政資料の収集・整理と市民への情報提供を強化する図書館

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
市民一人当たりの図書館資料貸出数	市民一人当たりの年間貸出数	4.7 点	5.0 点
公開講座参加者数	公開講座の参加者数	529 人	600 人

〔用語説明〕

施策 10 文化・芸術

〔施策が目指すまちの姿〕

< 次代に伝承・継承する文化が息づくまち >

飯能地域遺産（本市の特徴的な歴史・文化に関わる物やできごと）が受け継がれ、地域に誇りを持つようになっています。

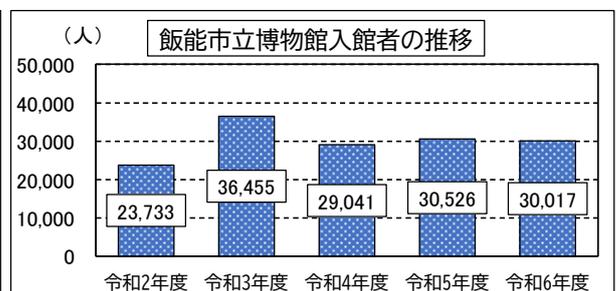
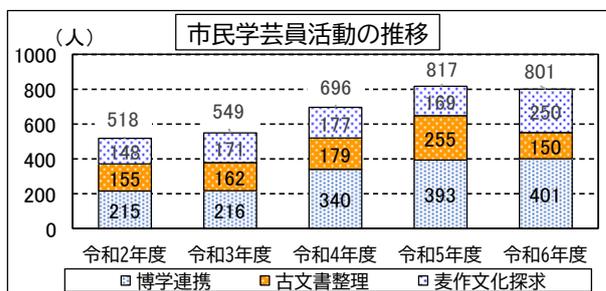
〔社会情勢・現状〕

- 文化財保護法が平成 30（2018）年に改正され、保存と活用の両輪で文化財を守り、生かし、伝えていく方針となりました。本市では、特に価値の高い文化財を市の指定文化財に指定するほか、埋蔵文化財の確認調査、発掘調査、調査成果をまとめた報告書の刊行、文化財講座やこども文化財教室等を開催し、文化財の普及活用を進めています。
- 郷土芸能の保存継承と伝統文化の魅力を広く市民に周知することを目的に「郷土芸能フェスティバル」を開催しています。
- 博物館では、折々に飯能市の歴史・文化に関わる特別展や企画展、各種講座や学習会、自然観察会などを実施しており、飯能河原・天覧山周辺の自然を紹介するビジターセンター的機能も発揮しています。そのほか、デジタルアーカイブの公開による収蔵資料の利用促進や学校への出張授業などにも取り組んでいます。
- 市民会館では、地域の住民の方々が文化芸術に関する事業を鑑賞したり、参加したり、自ら創造したりする場を提供しています。

〔問題点・課題〕

- 寺社の檀家、氏子が高齢化し、文化財の維持管理を担う人材が少なくなっています。また、郷土芸能の担い手も不足し、休止に追い込まれている保存団体もあることから、地域に伝わる伝統芸能を、地域住民だけでなく他の地域や広く市外の人も参加し、保存継承する仕組みづくりが必要となっています。
- 地域における伝統文化の保存・活用を推進するため、地域が主体的に取り組むことができるボランティアなどの仕組みや制度の創出が必要です。
- こどもたちが文化芸術に継続して親しむことができる場と機会を、学校・地域が連携して提供することが必要です。
- 文化芸術活動に携わる人の高齢化により、文化活動団体の存続が危ぶまれる状況であることから、文化芸術団体の主体的な活動を支援するとともに、担い手を育成することが必要です。
- 博物館では、令和 4 年の博物館法の改正に伴い、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等幅広い機関と連携した文化施設としての役割や、こどもまんなか社会に合わせた子ども向け事業やコンテンツの充実が求められています。また新たな収蔵スペースの確保や資料の除籍についての検討といった課題もあります。

〔関連データ〕



〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市教育大綱 ○ 飯能市教育振興基本計画 ○ 飯能市市民会館基本計画
- 飯能市文化財保存活用地域計画

〔主な取組〕

1 飯能地域遺産の保存・活用 強靱

- ①文化財の保存と積極的な活用
- ②未来につながる博物館としての機能の強化

2 文化活動の推進

- ①文化活動に取り組める環境の整備
- ②市民主体の活動の支援
- ③こどもたちの文化芸術活動の充実（部活動の地域展開の推進）

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
まちづくりへとつながる、地域への関心の喚起、愛着の醸成を目的とした講座の参加者数	5年間の講座（文化財講座、文化財めぐり、こども文化財教室等）の延べ参加者数（延べ400人、各年平均80人）	95人	500人
文化財ボランティア制度への登録者数	文化財に関するボランティアの登録者数	0人	15人

〔用語説明〕

施策 11 スポーツ

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰もがスポーツを通じて元気や活力がみなぎるまち >

市民が生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で活力ある生活を送っています。

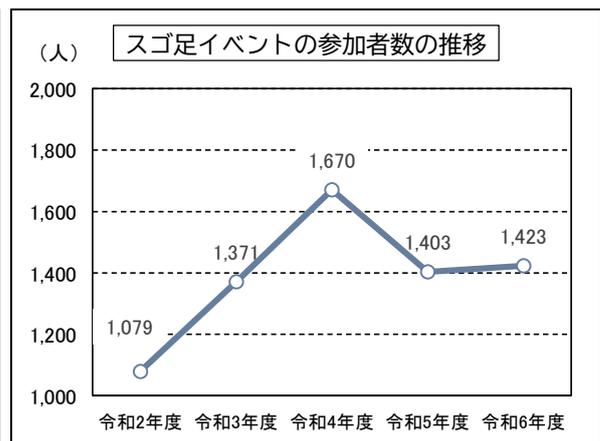
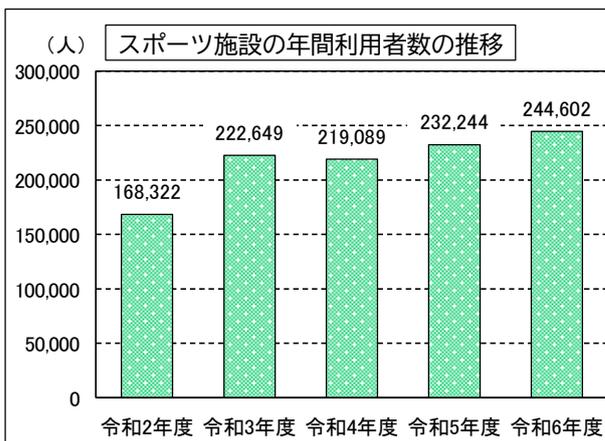
〔社会情勢・現状〕

- 少子化・人口減少や高齢化と人口構造の変化等がスポーツ団体の減少や地域コミュニティの希薄化に、また、気候変動や地球温暖化の進行が屋内外のスポーツ活動に影響しているほか、新たなスポーツの普及や学校運動部活動の改革（部活動の地域展開）など、スポーツを取り巻く環境は大きく変わろうとしています。
- 本市では、生涯スポーツの推進やスポーツ施設の安全な管理運営と利用者のサービス向上、スポーツを通じたまちづくりに取り組むとともに、ホッケーのまち飯能の推進に努めています。
- 健康づくりを目的としたウォーキングに取り組む市民の拡大に向け、地域でのウォーキングイベントや健康マイレージアプリの導入、インセンティブを付与する事業を展開しています。
- 飯能新緑ツーデーマーチや奥むさし駅伝競走大会などのイベント開催、トップレベルのスポーツに触れる機会の創出を進めています。

〔問題点・課題〕

- スポーツ活動への参画者が減少傾向にあるため、団体活動の維持・存続、ニーズの把握と魅力の創出による生涯スポーツを通じた活動機会の提供を拡充する必要があります。
- 部活動の地域展開については、こどもたちがスポーツに継続して触れることができる機会を確保するため、こども等の意向を把握しながら適切に進める必要があります。
- 老朽化したスポーツ施設の計画的・効率的な維持管理に向け、施設の修繕方法、財源の研究などとともに、今後の在り方について検討を進める必要があります。
- 市民がウォーキングなどの運動習慣に手軽に取り組める仕組みや環境をつくり、健康づくりへの関心が低い市民への働きかけを継続的に行う必要があります。
- スポーツイベントの参加者等が減少しており、ニーズに合わせたスポーツイベントの魅力や価値を高めていくとともに、業務のスリム化について検討を進める必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市教育大綱
- 飯能市教育振興基本計画
- 飯能市健康のまちづくり計画
- 「ホッケーのまち飯能」推進計画

〔主な取組〕

1 スポーツレクリエーション活動の推進

- ①地域と連携した生涯スポーツの推進
- ②スポーツ振興の普及・啓発のための情報発信
- ③ウォーキングからはじめる健康づくりの推進

2 スポーツ施設の安全な管理運営

強靱

- ①都市公園運動施設の安全な管理運営とサービスの向上
- ②学校体育施設の管理体制の強化

3 スポーツを通じたまちづくり

- ①ホッケーのまち飯能の推進
- ②本市の魅力を発信し、まちの活性化につながるスポーツイベントの推進
- ③地域コミュニティの基盤強化のためのスポーツ・レクリエーション団体等の活動支援
- ④競技力向上による地域スポーツの振興

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
スゴ足イベント参加者数	スゴ足イベントへの年間参加者数	1,423人	1,600人
健康マイレージアプリ登録者数	埼玉県によるコバトン ALKOO マイレージへの登録者数	1,683人	3,300人
スポーツ施設の年間利用者数	スポーツ施設の年間利用者数	244,602人	250,000人

〔用語説明〕

施策12 健康・医療

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰もが健康に暮らせるしあわせのまち >

市民の誰もが身近な生活の場の中で健康づくりに取り組み、楽しく無理なく健康になっています。

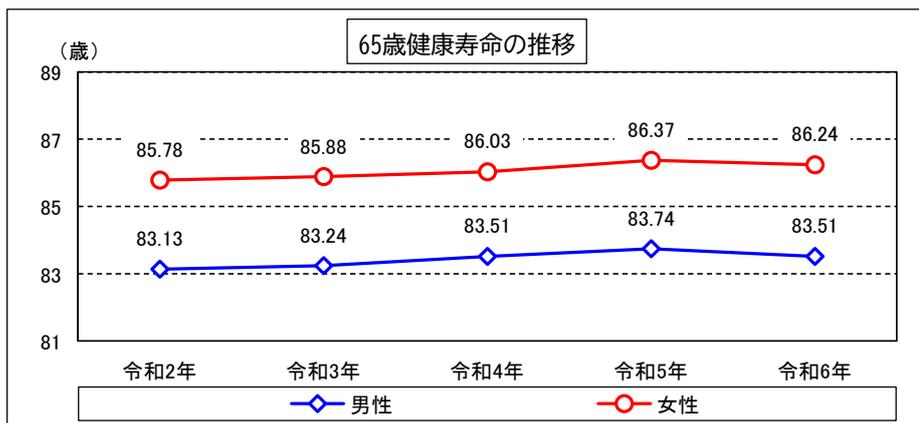
〔社会情勢・現状〕

- 高齢化や生活習慣の変化などにより、各人の健康課題も多様化しており、集団や個人の特性を踏まえた健康づくりや産官学など多様な主体による連携が重要視されています。
- 本市では令和4（2022）年度から埼玉医科大学との共同研究により、特定保健指導における「減塩プログラム」を実施しているほか、市内企業等での健康づくりに関して、令和6（2024）年度までに35社が健康づくり宣言企業となっています。
- 心の健康づくりについて、市民を対象とした講演や、児童生徒への自殺対策として「SOSの出し方に関する教育」を継続して実施しています。
- 市内の初期救急医療体制、第二次救急医療体制の確保、山間地域の医療拠点など、ニーズに対応した医療を提供しています。
- 被保険者証の廃止により、マイナ保険証・資格確認書を基本とした仕組みに移行しています。関係課と連携し、納税（納付）意識の高揚及び収納率の向上、特定健康診査等の推進及び受診率の向上に努めています。

〔問題点・課題〕

- 運動、食事・栄養などの各分野において健康づくりへの関心が低い層が見られることから、集団や個人の特性に応じて健康づくりの周知啓発を効果的に行う必要があります。
- 特定保健指導実施率は、毎年目標値に大きく届かないことから、特定保健指導の実施方法・勧奨方法を見直す必要があります。また、本市では、がん検診の受診率が低く、受診率を高めることで、がんの早期発見・早期治療に結び付ける必要があります。
- こどもの自殺対策に関わる取組の強化に向けて、教育部門とのさらなる連携が必要となっています。
- 山間地域の医療拠点は、身近なかかりつけ医又は相談窓口として、関係機関と連携し、市民が住み慣れた地域で安心して生活できるようサポート体制を強化する必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市健康のまちづくり計画 ○ 飯能市自殺対策計画
- 飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画

〔主な取組〕

1 市民が健康になれるまちづくりの推進

- ①楽しく無理なく健康が身につく環境づくり
- ②健康な生活習慣が定着する仕組みづくり
- ③食育の推進

2 「生きることの包括的な支援」の推進

戦略

- ①地域におけるネットワークの強化と人材の育成
- ②こころの健康・精神保健に関する普及啓発の拡充
- ③自殺防止のための支援

3 地域医療体制の整備

戦略

強靱

- ①地域のニーズに応じた医療サービスの提供
- ②初期及び第二次救急医療体制の維持

4 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営

- ①収納率の向上及び医療費の適正化
- ②重症化予防、適正受診の推進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
65歳健康寿命(男性)	介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる平均年齢 (埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」より算出)	83.74歳	84.39歳
65歳健康寿命(女性)	同上	86.37歳	86.65歳

〔用語説明〕

施策 13 地域福祉・生活支援

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰もが誰かの「笑顔のもと」となり、生きがいを感じられる孤立のないまち >

日々の人と人とのつながりや様々な助け合いの活動が大切にされ、誰もが安心して暮らしています。

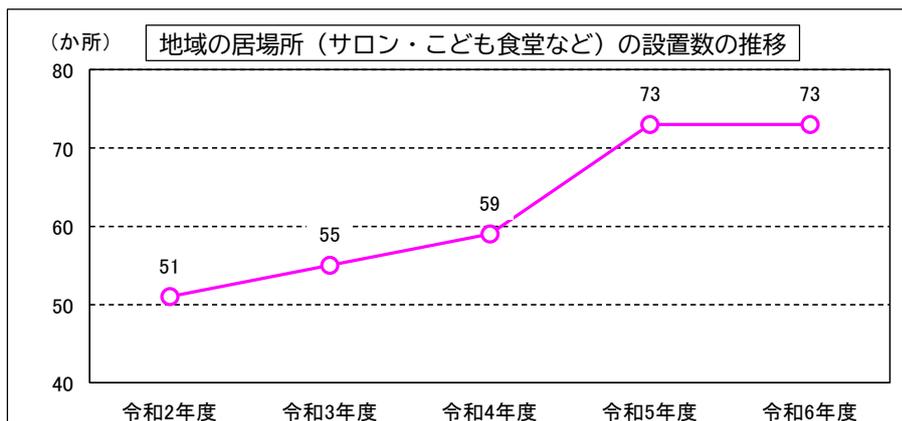
〔社会情勢・現状〕

- 高齢化・人口減少が進行している中、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。
- 社会的孤立をはじめとして、既存の制度の対象となりにくいケースや、8050問題などの複合的な課題がある場合など、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースが存在しています。
- 本市では現在、地域福祉の重点取組として「どんな困りごとにも受けとめつなげる支援体制づくり（包括的支援体制の整備）」を掲げ、重層的な支援体制の整備を図る取組を進めています。
- 圏域ごとに地域福祉推進組織の設立を支援しており、現在活動する8団体は、地域の課題解決に向け、地域住民が主体となり地域の特性を生かした様々な事業を展開しています。
- 生活困窮の背景には、雇用の不安定化や家族形態の変化、高齢化、所得格差など複数の要因が存在しています。

〔問題点・課題〕

- 従来、地域福祉の担い手は仕事をリタイアした方が中心でしたが、定年延長などが進み、担い手の確保の問題が顕在化しており、現役世代を担い手として取り込むことが必要です。
- 8050問題やヤングケアラーなど、複合的な課題を抱えている人を適切な支援に繋げていくために、多機関協働体制の強化を図るとともに、気軽に相談できる場所の整備が必要です。
- 課題を抱える人が制度の狭間に陥ることなく、適切な支援が受けられるよう包括的など円体制の整備に取り組む必要があります。
- 生活困窮者など課題を抱えた人の早期発見や見守り、社会とのつながりを作るために、地域ネットワークの構築や「支える・支えられる」という一方的な関係でなく「相互に支え合う」地域づくりが望まれます。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- はんのうふくしの森プラン

〔主な取組〕

1 交流や支え合いの仕組みづくり 戦略 強靱

- ①地域の居場所などの交流の場づくり
- ②外出支援など地域の実状に合わせた支え合いの仕組みづくり
- ③福祉への理解を深める学習の推進
- ④ボランティア活動への支援など多様な主体との連携

2 安心して暮らせる仕組みづくり 戦略

- ①制度やサービスにつながる環境づくり（包括的支援体制の整備）
- ②生活困窮者支援の充実

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域の居場所(サロン・こども食堂など)の設置数	市内で地域の居場所を設置している数	73 か所	79 か所
生活困窮者自立相談支援の実施件数	自立相談支援員による自立支援プラン作成	0 件	15 件
生活困窮者への住居確保支援件数	住居確保給付金による居住の場の提供	0 件	10 件

〔用語説明〕

施策14 高齢福祉

〔施策が目指すまちの姿〕

< いつまでも誰もがいきいきと安心して暮らせるまち >

一人一人の高齢者がお互いに支え合い、元気で活動的で、安心して、その人らしく暮らしています。

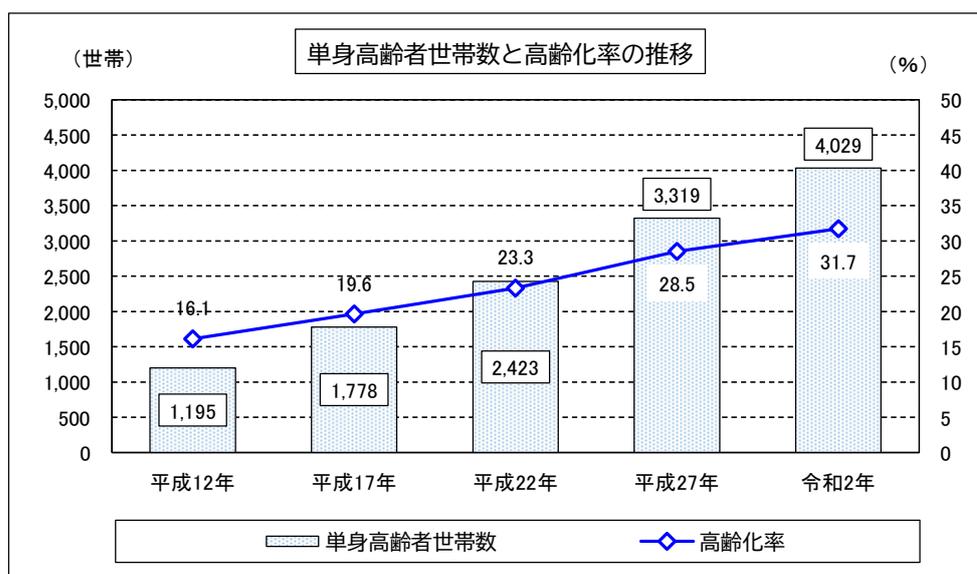
〔社会情勢・現状〕

- 超高齢化社会を迎えている中、本市においても単身高齢者・高齢者のみ世帯が増加しています。
- 高齢者人口の増加を背景に今後ますます認知症の人は増加していくものと予測されます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。
- 高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であるシルバー人材センターへの運営補助を行っています。
- 本市では、ホームページや広報はんのうで介護保険制度の周知を図っている一方で、要介護等認定者や認知症高齢者の増加に対して、介護従事者が不足している状況となっています。

〔問題点・課題〕

- 介護保険制度の周知を図るとともに、認知症に関する正しい理解を促進する必要があります。
- 高齢者を支える、支え合い活動団体のメンバーの高齢化も進んでいることから、新たな人材の確保と、支え合い活動団体のスキルアップが必要となっています。
- 必要な介護サービスの確保を図る上で、介護従事者を確保するための仕組みを構築する必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画
- 飯能市成年後見制度利用促進基本計画

〔主な取組〕

1 飯能市版地域包括ケアシステムの深化・推進

戦略

- ①在宅医療・介護の連携
- ②認知症施策の推進
- ③包括的・継続的なマネジメント体制の強化

2 介護予防の推進

戦略

- ①自立支援・介護予防・重度化防止の推進
- ②社会参加、生きがいある地域づくりの推進

3 介護給付費等対象サービスの確保

- ①介護保険サービスの質の維持・向上
- ②必要なサービス量の確保のための取組の推進

4 地域共生社会の実現

- ①住民主体による支え合い活動の推進
- ②成年後見制度の利用促進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
認知症カフェの利用者数	認知症カフェ（ひだまりカフェ）を相談できる「集いの場」として利用した延べ人数	1,327人	2,700人
住民主体による支え合い活動（サービス提供団体数）	介護予防・日常生活支援総合事業に基づく、住民主体によるサービス提供団体数	9団体	11団体

〔用語説明〕

施策 15 障害福祉

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰もがお互いを尊重し合い、ともに輝いて生きるまち >

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、自らの能力を最大限発揮しています。

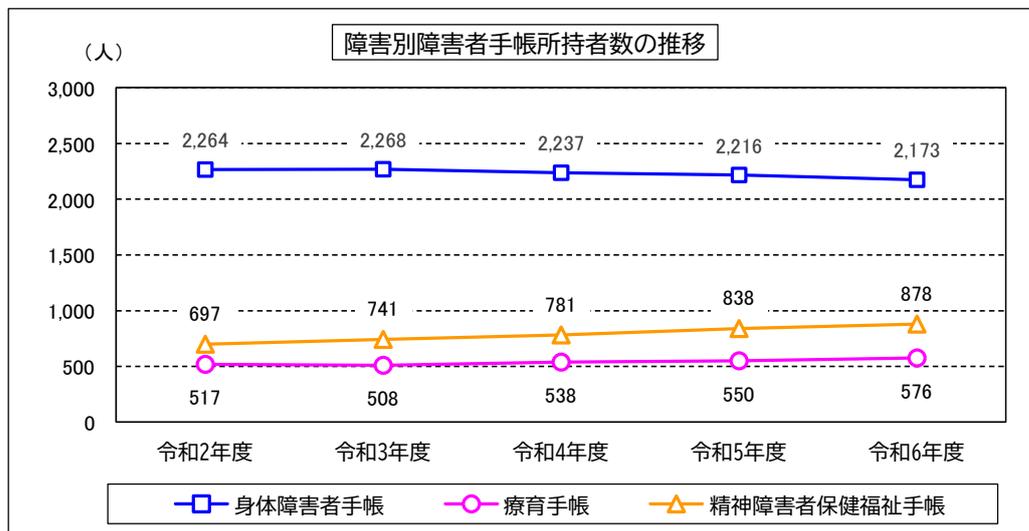
〔社会情勢・現状〕

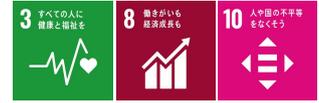
- ソーシャルインクルージョンの理念により、障害のある人もない人も分け隔てなく安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、障害福祉サービス等の提供体制の充実に併せて、障害のある人の意思決定の支援、社会参加のための合理的配慮や差別解消のための建設的な対話等「障害の社会モデル」を基本とした環境整備が求められています。
- 本市では、すこやか福祉相談センターと基幹相談支援センターにより、増加傾向にある個別相談に対応しています。また、障害者就労支援センターにより、障害のある人の多様な働き方への支援を行っています。しかし、居住の場の確保など、障害のある人が、地域生活で生活していくための整備が必要とされています。
- 令和6（2024）年度に、「手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通の利用の促進に関する条例」を制定しています。

〔問題点・課題〕

- 障害のある人への差別や偏見は根強く残っており、生活のしづらさを抱えている現状があります。障害への差別や偏見を解消していくために、市民に対する適切な情報を提供していくことが必要です。
- 障害のある人が地域で暮らすための居住支援、多様な働き方を支援する就労支援、相談支援事業を含めた障害福祉サービスの提供体制の確保と、適正な運営に向けた管理体制を整備することが必要となっています。
- 支援の質の向上に向けた相談支援専門員等福祉人材の確保と研修機会の提供による人材育成が必要となっています。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市障害者計画 ○ 飯能市障害福祉計画 ○ 飯能市地域防災計画
- 飯能市成年後見制度利用促進基本計画

〔主な取組〕

1 障害を正しく理解できる環境づくり

- ①福祉意識の醸成と地域の福祉力の向上
- ②障害者差別の解消と権利擁護の推進

2 地域の相談支援体制と生活支援の充実

戦略

- ①包括的な相談支援体制の充実
- ②障害特性やニーズに応じた生活支援

3 様々な場面での合理的配慮と社会参加の充実

- ①インクルーシブ社会に向けた基盤の整備
- ②多様な就労と活動に向けた支援

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
精神障害のある人の 地域移行支援	障害福祉サービスの地域移行支援を利用して地域移行を実践する事業の対象者数（年）	1人	5人

〔用語説明〕

施策16 防災・消防

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰もが安全・安心に暮らし続けることができるまち >

自助・共助の意識が高まり、予防・初動・復旧が一体化した地域防災力の高いまちになっています。

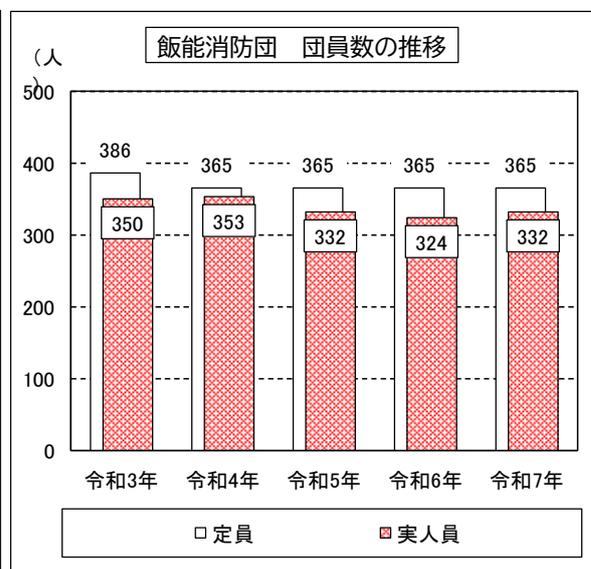
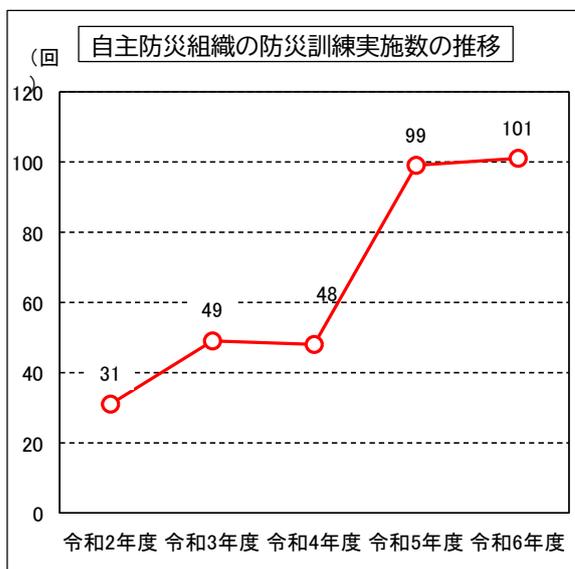
〔社会情勢・現状〕

- 災害時の避難所生活環境のさまざまな課題を踏まえ、環境整備や物資の充実などの取組が進められています。
- 本市では、自治会、学校、地域住民などからの依頼を受けて、防災に関する出前講座を随時実施しているほか、災害時の自助・共助の取組が重要であるため、日頃からの備えや地域とのつながりを作ることなど周知啓発を行っています。
- 災害時における消防団員の出動回数の増加、活動内容の複雑化・多様化が進んでいる一方で、全国的に消防団への加入が減少しています。

〔問題点・課題〕

- 自主防災組織は自治会で構成されていますが、自治会加入世帯の減少や自治会員の高齢化が進行している地域があるほか、災害時要援護登録者への地域支援者設定が難しい地域があることから、災害時に各地域での特性に応じた自助・共助の取組が必要です。
- 災害時は誰でも近くの避難所に避難できるものであり、「その運営は避難所にいる人達で行う」という基本を広く伝えていくことが必要となっています。
- 地域への帰属意識の低下、市内就労者の減少、消防団員の主力となる20代から30代の若者が少ない状況で、条例定数の団員数を確保できていないことから、消防団員の確保が必要となっています。また、消防団が地域の安全・安心を支えており、消防団の活動内容と役割を周知していく必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市地域防災計画
- 国民の保護に関する飯能市計画

〔主な取組〕

1 自助・共助の意識の醸成と活動の促進 強靱

- ① 地域特性に応じた取組・活動の支援
- ② 一人一人の防災意識の高揚のための啓発

2 防災・減災のための体制の充実 戦略 強靱

- ① 避難所等の環境整備や物資の充実
- ② 公民連携による地域防災力の強化

3 消防・救急体制の整備 強靱

- ① 消防団の新規入団者の確保
- ② 救急・救助体制の整備

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害時応援協定締結数	災害時の救助支援に係る対応や、物資輸送など民間企業等との応援協定の締結累計数	90件	100件
消防団の新規入団者数	年度ごとの新規消防団入団者数	23人	26人

〔用語説明〕

施策 17 防犯・交通安全

〔施策が目指すまちの姿〕

< 犯罪や交通事故が少なく安心して生活できるまち >

市民、地域、行政等の連携によって安全に対する意識が高まり、全ての年代の人が安心・安全に暮らしています。

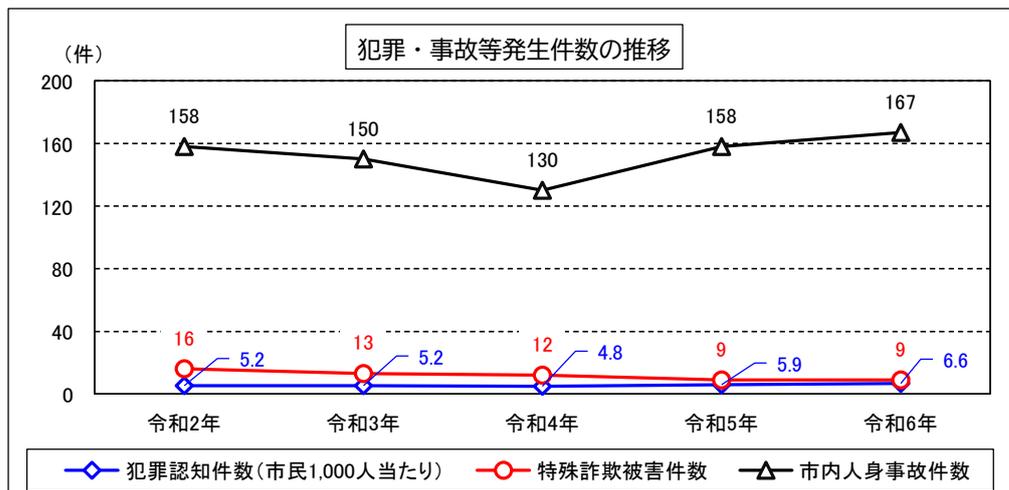
〔社会情勢・現状〕

- 高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した詐欺など犯罪の手口が巧妙化しているほか、SNS やインターネットの掲示板などで犯罪の実行者を募集する闇バイトなどにより、強盗事件や詐欺といった犯罪が増加しており、年代問わず様々な被害が発生しています。
- 市内各所への防犯灯の設置、自主防犯グループの活動支援、警察等の関係機関と連携した防犯講座、青色回転灯装着車によるパトロール、防犯街頭キャンペーンを実施しています。
- 携帯端末の多機能化やインターネットの普及により、SNS をきっかけにした消費者トラブルや中高年層の被害が増加していることから、消費生活センターでは国家資格をもった消費生活相談員が対応しているほか、小中学校へ消費者教育のための冊子の配布を行っています。
- 交通安全教室や交通安全街頭キャンペーンの実施による意識啓発、交通安全施設の新規設置及び維持管理、児童の登下校時の交通安全立哨員の配置など実施しています。

〔問題点・課題〕

- 本市においても特殊詐欺等が発生しており、市民が犯罪被害にあわないため、引き続き啓発活動を行い、防犯意識の向上に努める必要があります。
- 防犯灯の設置や防犯啓発活動などを通じて、犯罪が起きにくい環境整備を進める必要があります。
- 様々な消費生活相談に対応できるよう相談員の研修など相談体制の強化をしていくとともに、福祉部局などの関係団体と協力し、連携した消費者被害防止対策に取り組む必要があります。
- 市内では歩行中や自転車乗車中の交通事故、高齢者による重大事故が増加していることから、交通ルールの遵守の周知、児童への交通安全教室をはじめ、様々な機会を通じて交通安全に対する意識の醸成が必要です。

〔関連データ〕





〔主な取組〕

1 防犯のまちづくり

- ①市民の防犯意識を高める啓発活動
- ②自主防犯団体の活性化

2 賢い消費生活の実現

- ①消費者問題の解消
- ②消費者教育と啓発

3 交通安全の推進

- ①交通安全意識の向上
- ②各種団体と交通安全に向けた連携

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
犯罪認知件数	埼玉県警察調べ 1月～12月(単年) (市民1,000人当たり)	6.6件	減少
消費者被害防止啓発活動実施回数	年間の実施回数 (消費生活講座、街頭キャンペーン等)	19回	25回
市内人身事故件数	埼玉県警察調べ 1月～12月(単年)	167件	減少

〔用語説明〕

施策18 生活環境

〔施策が目指すまちの姿〕

< 環境に配慮した生活を意識し、みんなが暮らしやすいまち >

一人一人が環境美化への意識を持ち、限られた資源を有効活用し、快適な生活環境の中で暮らしています。

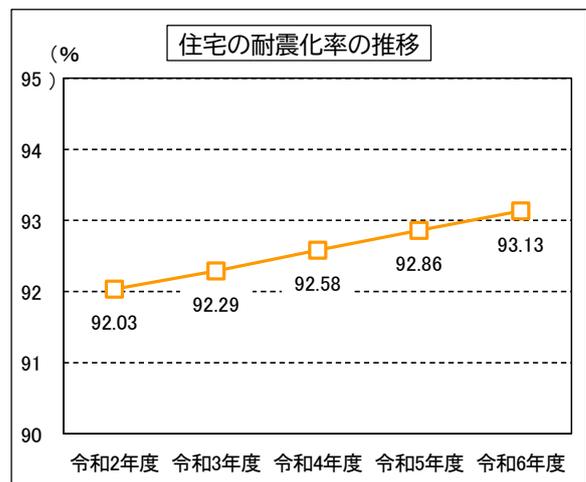
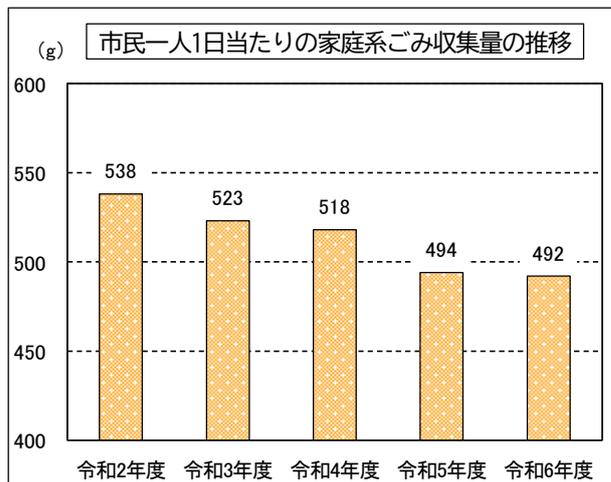
〔社会情勢・現状〕

- 市民の健康被害を防ぐため、大気・騒音・振動等の環境モニタリングを実施し、その環境の人への影響を監視しています。
- はんのう市民環境会議において、ごみのポイ捨てに関するマナーアップキャンペーン、まちなか清掃活動を実施しています。
- 市民が自主的に行うごみ出しサポートに対する活動支援を行うとともに、監視パトロールの実施や禁止看板の設置など、不法投棄未然防止対策を実施しています。
- 原料及びエネルギー価格の高騰や社会的情勢の変化による物価・人件費の上昇が継続しています。
- 空家等の適正管理や利活用に関する周知・啓発を行っていますが、空家等が増加傾向にあります。

〔問題点・課題〕

- ごみの減量化や資源化、またごみの適正分別などの情報の周知啓発・理解が十分に浸透していないことから、ごみの適正な分別や減量化・資源化について、様々なツールを活用して周知徹底を図る必要があります。
- 施設の老朽化や物価上昇などに伴って、処理施設の維持管理コストが増大しています。
- 管理不全空家及び所有者等が不明な空家等に対して、法に基づく助言・指導を徹底していく必要があります。
- 耐震基準を満たさない住宅を解消するため、耐震化に向けた意識啓発や後押しする取組を行う必要があります。
- 老朽化した市営住宅の長寿命化や適正管理を図る必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市環境基本計画 ○ 飯能市ごみ処理基本計画
- 飯能市一般廃棄物処理計画実施計画 ○ 飯能市分別収集計画
- 飯能市空家等対策計画 ○ 飯能市市営住宅等長寿命化計画
- 飯能市建築物耐震改修促進計画

〔主な取組〕

1 生活環境、公衆衛生、公害対策

- ① マナー啓発による意識の向上
- ② 環境モニタリングの継続

2 廃棄物対策と循環型社会の推進

強靱

- ① ごみ減量化、資源化の推進
- ② ごみ処理施設やし尿処理施設の適切な維持管理・整備
- ③ 不法投棄の未然防止対策の推進

3 安心して暮らせる住環境の整備

戦略

強靱

- ① 空家対策の推進
- ② 住宅の耐震化の促進
- ③ 市営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
大気、騒音、振動等の公害に関する環境指標の達成	大気、騒音、振動等の公害に関する環境指標の達成状況	おおむね基準値超過なし	達成
一人1日当たりのごみ排出量	家庭系ごみ収集量/総人口 (資源ごみ及び事業系ごみを除く)	492g	480g
住宅の耐震化率	市内の全住宅のうち、耐震性のある住宅の戸数 ^{※1} 割合	93.13%	95%

〔用語説明〕

施策 19 土地利用・都市計画

〔施策が目指すまちの姿〕

< 人と自然と都市環境が調和し、効果的な土地利用が進むまち >

市街地、山間地域それぞれが互いの特性を生かし、交通ネットワークと連携しながら、多くの人の流れが生まれています。

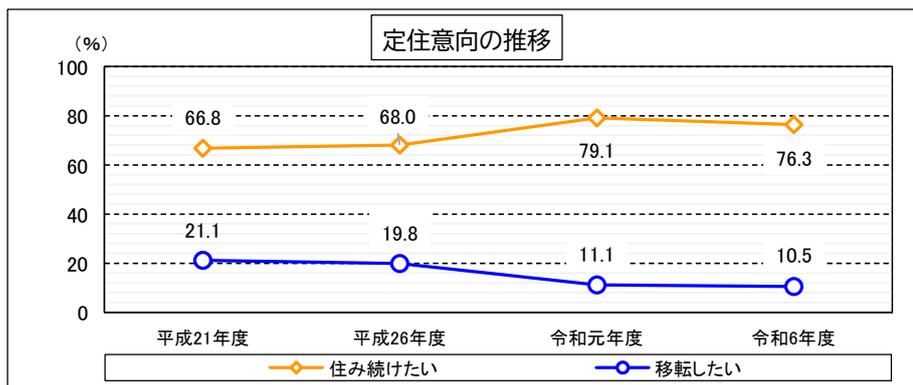
〔社会情勢・現状〕

- 都市回廊空間の整備や都市回廊空間から山間部への人の流れを誘導する観光施策を進めるとともに、市街地への都市機能の集積や居住の誘導と併せて郊外・山間部を公共交通でつなぐコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりを目指しています。
- まちなかの賑わいの創出やさらなる活性化を目指した「飯能まちなか未来ビジョン」を策定し、公民連携により、車中心から人中心のウォークラブルなまちづくりを進めています。
- 市街地の交通ネットワークについては、土地区画整理事業などの進捗に合わせ、民間事業者や地域住民と検討を重ねながら、利便性の向上及び路線の最適化に取り組んでいます。
- 山間地域の交通ネットワークは、鉄道、路線バスなどの民間事業者と地域団体による有償サービス等により確保されています。
- 土地区画整理事業の推進、地区計画や景観条例に基づく届出制度、開発許可制度等により、良好な住宅地等の形成を図っています。

〔問題点・課題〕

- 都市回廊空間及び山間部相互の人の流れを増やすため、回遊性を高める仕組みの構築や交流拠点や山間地域の観光拠点のブラッシュアップが必要となっています。
- 精明東部地区に指定した産業用地を早期に埋めていく必要があるとともに、新たな産業用地の導入に向けた検討を行う必要があります。
- 山間地域における交通ネットワークは運行本数減少や運行距離短縮などが懸念され、今後は市街地でも同様の懸念が想定されるため、さらなる公共交通の利用促進へ繋がる取組が必要となっています。
- 少子高齢化による将来的な医療・福祉・商業等の生活サービス機能の低下、地域経済の衰退化が予測される中でコンパクトなまちづくりが必要となっています。
- 都市計画道路等の基盤整備が進む中で、沿道の土地利用や地区全体の土地利用の促進が必要となっています。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市都市計画マスタープラン ○ 飯能市立地適正化計画（策定中）
- 飯能まちなか未来ビジョン ○ 飯能市森林整備計画
- 飯能市地域公共交通計画 ○ 飯能市景観計画

〔主な取組〕

1 地域の特性に応じた利便性の向上

戦略

強靱

- ① 地域資源の有効活用
- ② 地域の特性や機能を踏まえた地域活性化策の推進
- ③ 土地区画整理事業の推進
- ④ 立地適正化計画に基づく居住の誘導、都市機能の誘導
- ⑤ 地域公共交通ネットワークの構築
- ⑥ 社会情勢等の変化を踏まえた都市計画の変更

2 人の流れを生み出す戦略的な利活用

戦略

- ① 都市回廊空間の整備
- ② 市内を回遊する人の流れを活性化する公民連携による取組の推進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
飯能市の住みよさ	飯能市の住みよさについて「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と回答した人の割合 (総合振興計画の意識調査結果より)	82.3%	増加
実車走行距離あたりの年間利用者数	市内バス路線における年間の利用者数から算出 ① 市内全路線 ② 個別計画で定める軸となる路線	① 1.95 人/km ② 2.07 人/km	現状維持

〔用語説明〕

施策 20 道路・公園

〔施策が目指すまちの姿〕

< 生活利便性と安全性が確保された住みよいまち >

道路網及び公園の整備・保全が図られ、誰もが快適・安全に暮らしています。

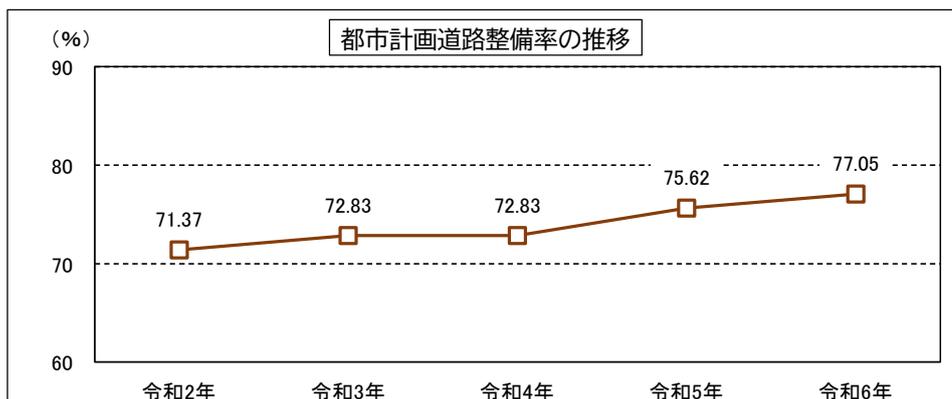
〔社会情勢・現状〕

- 安全・安心に暮らしやすいまちを目指して、市内の都市計画道路や幹線道路及び枝線の整備による道路ネットワークの形成、また、市道の舗装修繕を進めています。
- 少子高齢化や人口減少社会の進行により税収が伸び悩む一方で、老朽化する道路インフラに対する維持管理コストが増大しています。
- 山間地域や高度経済成長期に整備された道路インフラの老朽化が進む中で、道路構造物を適正に維持管理するため、長寿命化に向けた点検調査等を実施しています。
- 本市には、52箇所の都市公園があり、公園緑地内の植栽管理、清掃等の維持管理を行っています。また、公園美化活動団体による公園清掃や除草作業などのボランティア活動を支援し、市民の憩いの環境づくりを維持しています。

〔問題点・課題〕

- 橋りょうの耐震化、山間地域の道路防災対策、市街地の道路冠水対策が必要となっています。
- 線状降水帯等の豪雨災害の激甚化や首都直下地震の発生確率が高まる中、災害に強いまちづくりが求められています。
- 車中心から人中心へのまちづくりを目指し、安全安心な道路空間を確保するため、歩道や自転車通行帯の整備、無電柱化、バリアフリー化などを推進する必要があります。
- 増大する維持管理コストに対応するため、道路構造物の点検結果から修繕箇所の優先順位を決定し、計画的に対策を進める必要があります。
- 公園施設の老朽化が進んでおり、維持コストが増大していく傾向になることから、公園施設のあり方について検討が必要となっています。また、公園美化活動団体の高齢化による会員数の減少がみられ、継続に向けた対策も必要となっています。
- まちなかで、人々の集いや憩いの場など、交流できる空間が求められていることから、森林文化を感じられる空間づくりが必要となっています。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市都市計画マスタープラン ○ 飯能市舗装修繕計画
- 飯能市橋りょう長寿命化修繕計画 ○ 飯能市公園施設長寿命化計画
- 飯能まちなか未来ビジョン ○ 飯能市無電柱化推進計画（策定中）

〔主な取組〕

1 安全で快適な道路環境の整備 **戦略** **強靱**

- ①安全で快適に通行できる道路空間の整備
- ②渋滞解消や回遊性向上を目指した利便性の高い道路網の整備
- ③個別施設計画に基づいた道路や橋りょうの適正な維持管理と計画的な改築の推進
- ④地震や豪雨等の自然災害に強い道路整備

2 潤いを提供する公園緑地 **強靱**

- ①公園緑地の適正な整備・維持・管理
- ②公園美化活動の推進
- ③まちなかの緑地空間づくりの検討

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
道路整備率	都市計画道路の整備率	77.05%	83.18%
公園美化活動ボランティア団体数	公園等においてボランティアで清掃美化活動を行う市民団体の数	30 団体	33 団体

〔用語説明〕

施策 21 上下水道

〔施策が目指すまちの姿〕

< 将来にわたり安全で安心な水が安定して供給され、きれいな水が循環するまち >

施設・設備の適正な維持管理や機能強化が図られるとともに、健全な上下水道事業運営がなされています。

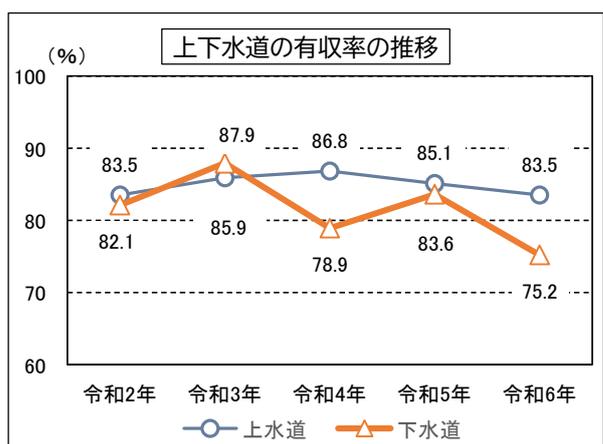
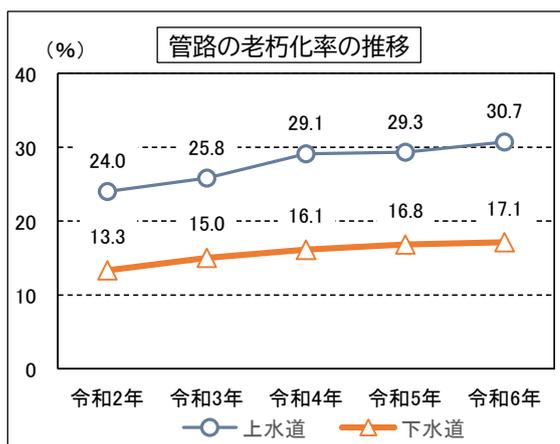
〔社会情勢・現状〕

- 水道管及び下水道管が老朽化しており、耐用年数を超えた管路等の割合が年々上昇しています。これに伴い、老朽化した水道管の漏水や下水道管への地下水の流入により有収率の低下が顕著となっています。
- 大規模地震、豪雨、大型台風など、近年、自然災害が激甚化しており、災害時に対応できる体制づくりが求められています。
- 人口減少により水道及び下水道使用者数の伸び悩みによる収入減少が見られるなか、物価高騰などの影響により工事や修繕に関する事業費が増加し、経営を圧迫しています。
- 技術系職員の確保がこれまで以上に困難になることが予測されており、経験の浅い職員や事務系職員を対象とした技術研修を通じ、人材育成に努めています。
- 未給水地域では、住民の飲料水を確保するために給水施設の整備、維持管理等に対する費用を軽減するための補助金を交付しています。

〔問題点・課題〕

- 耐用年数を超えた水道管及び下水道管の割合を示す老朽化率が年々上昇しており、破損のリスクが高まっています。このため、計画的な管路更新等、老朽化への適切な対応が急務となっています。
- 物価高騰などの影響により、水道料金や下水道使用料では事業費を賄えない状況が続いています。経営健全化と将来的な更新費用を確保するために、適切な料金や使用料等の設定を含む安定財源の確保が必要です。
- 持続可能な経営を行うためには、専門性を有する職員の育成が求められています。同時に、業務の効率化を進めるべく、民間企業等の利活用についての検討が求められています。
- 技術系職員の知識・技術を十分に継承し、次世代職員による円滑な事業運営を持続できる体制を構築する必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市水道ビジョン ○ 飯能市水道事業中期経営計画 ○ 飯能市水安全計画
- 飯能市公共下水道事業基本計画 ○ 飯能市下水道事業経営戦略プラン

〔主な取組〕

1 上水道の安定維持と整備

戦略 強靱

- ①安全な水の安定供給
- ②災害に強い施設の構築
- ③持続可能な経営基盤の強化

2 未給水地域への対応

- ①未給水地域の給水施設の整備に対する支援

3 下水道の整備推進

戦略 強靱

- ①下水道普及率の向上
- ②災害に強い施設の構築
- ③適正な水質管理の実施
- ④持続可能な経営基盤の強化

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
上水道管路の耐震化率	上水道の管路延長に対する耐震管の割合	26.9%	28.7%
上水道の有収率	配水量に対する有収水量の割合	83.5%	85.7%
公共下水道普及率	行政人口のうち、公共下水道を使用できる環境にある人の割合	73.4%	75.0%
下水道の有収率	汚水処理水量に対する有収水量の割合	75.2%	81.2%

〔用語説明〕

施策 22 協働・コミュニティ

〔施策が目指すまちの姿〕

< それぞれの立場からまちに関わり、自分なりのつながりを感じられるまち >

地域住民と行政がお互いの立場を理解し、対等な関係で連携・協力する、地域の多様な力を生かしたまちになっています。

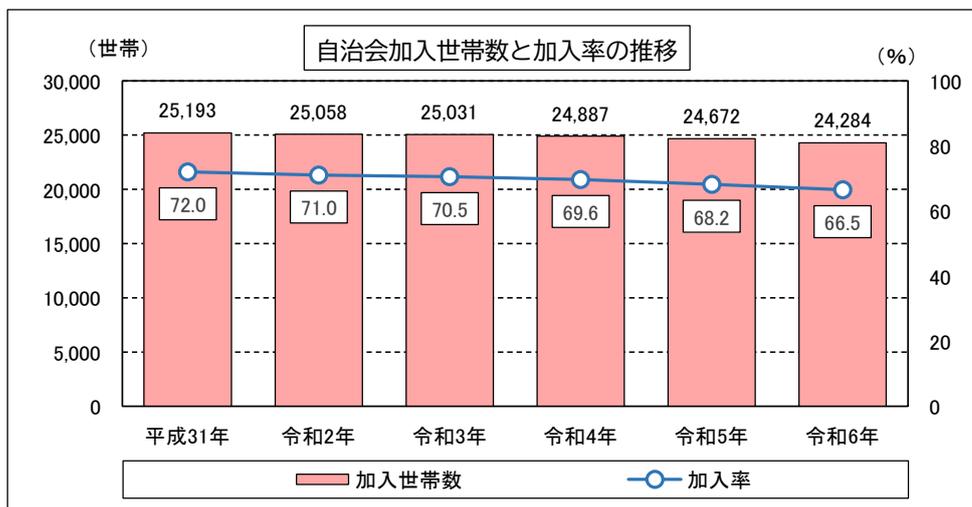
〔社会情勢・現状〕

- コロナ禍での自粛生活や様々な活動の停止を経て、市民活動がコロナ禍以前と同じ水準まで戻り切っておらず、また、地域のつながりの希薄化が一層進んでいます。
- 全国的に自治会加入率が低下し続けており、本市も同様の状況であることから、自治会加入促進リーフレットの配付や自治会連合会との協働による啓発品の配付等、自治会加入促進の取組を実施しています。
- 持続可能な自治会運営に向けて、自治会連合会では研修会等による先進事例の勉強、啓発を実施しています。
- 山間地域の自然や文化を生かしたエコツアーなどの観光振興で魅力を発信していますが、過疎化や高齢化が急速に進行しており、集落の機能低下などが懸念されています。

〔問題点・課題〕

- 自治会加入率の低下、役員の担い手不足に対して、時代によるニーズの変化に合わせて事業を見直すとともに、役員や加入者の業務量の見直しをする等、負担感を減らす必要があります。
- 地域活動への参加意向がありながら活動ができていない市民が多いことから、行政だけでなく市民も役割を認識することができ、参加を促す取組が必要となっています。特に、健康上の問題が協働の妨げになっていることから、高齢者が健康を維持できるよう支援し、アクティブシニアの増加を図ることも必要です。
- 同じ市内でも地域により社会状況や課題が異なるため、それぞれの地域の特色や住民ニーズを踏まえた持続可能な地域づくりが求められています。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市地区別まちづくり計画

〔主な取組〕

1 市民参画・協働の推進

- ① 市民等からの意見の聴取
- ② まちづくりへの関心の高揚と参画の推進

2 地域コミュニティづくりの推進 強靱

- ① 自治会の運営支援
- ② 地域の特色を生かした地域活動の支援
- ③ 地域の新たな魅力の創出
- ④ 地域を支える人材の育成と確保

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
自治会加入世帯数	毎年度4月1日現在の自治会加入世帯の総数	24,284世帯	維持
まちづくり活動への参加意向	まちづくり活動について「現に活動している」、「活動したいと思っている」と回答した人の割合 (総合振興計画の意識調査結果より)	57.2%	増加

〔用語説明〕

施策 23 人権・共生

〔施策が目指すまちの姿〕

< 一人一人が多様性を認め合い、人権を尊重し合えるまち >

性別や年齢、国籍等を問わず、一人一人がそれぞれの個性と能力を発揮しながら、お互いを認め合い、共に暮らしています。

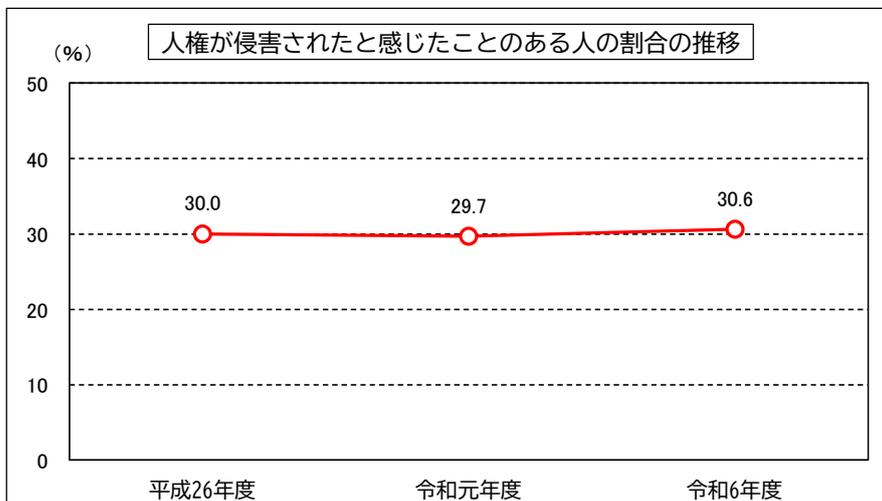
〔社会情勢・現状〕

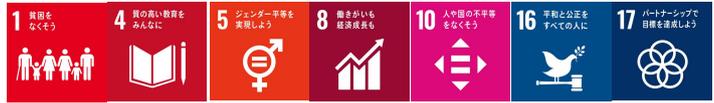
- 女性・子ども・高齢者・障害のある人・同和問題・外国人・インターネットによる人権侵害・性的マイノリティに関する偏見・差別など、人権課題は多様化・複雑化しています。
- 平成 31（2019）年 3 月に「平和都市」を宣言し、平和な社会の実現を目指しています。
- 令和 4（2022）年 1 月に、「飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を創設し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指しています。
- 社会の活力の維持向上のためには、外国人を含めた全ての人の能力が最大限に発揮できる社会づくりが不可欠になっています。
- 姉妹都市であるアメリカ合衆国ブレア市との文化交流や、日本語教室の開催など多文化共生事業に取り組み、交流機会を提供しています。

〔問題点・課題〕

- 無自覚に他人の人権を侵害しているケースを減らすため、何が人権侵害にあたるのかを明示することや人権について考える機会を継続的につくっていく必要があります。
- 未だ社会全体で固定的な性別役割分担意識にとらわれ、無意識の思い込みや偏見があるため、男女共同参画意識を高め、男女が共に仕事と生活の調和を図れるように取り組む必要があります。
- 外国人住民が増加する中、国籍や文化、言語の異なる人たちが地域で暮らすためには、誰もが互いを尊重し、暮らしやすい環境を整備する必要があります。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市男女共同参画プラン ○ 飯能市同和行政基本方針実施計画
- 飯能市教育大綱 ○ 飯能市教育振興基本計画
- 飯能市国際交流協会事業計画

〔主な取組〕

1 人権尊重の推進

- ① 人権意識を高めるための教育・啓発
- ② 人権侵害に関わる相談支援体制の充実

2 男女共同参画社会の実現

戦略

- ① 男女共同参画意識の向上
- ② あらゆる分野における男女共同参画の推進
- ③ DV 防止の推進
- ④ 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

3 多文化共生の推進

強靱

- ① 外国人が暮らしやすいまちづくり
- ② 国際交流など外国人との交流機会の創出

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人権が侵害されたと感じたことのある人の割合	「自分自身または身近な人の人権が侵害されたと感じたことのある人」の割合。(人権に関する意識調査より)	30.6%	減少
人権教育研修会の参加者数(受講者数)	研修会の参加者数 (生涯学習課・公民館実施分)	207人	250人
人権教育研修会の参加者数(受講者数)	研修会の参加者数 (教育センター実施分)	19人	19人

〔用語説明〕

施策 24 シティセールス・シティプロモーション

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰もが飯能市に魅力や誇りを感じることできるまち >

住む人や飯能市を知った人がまちに誇りや愛着を感じ、選ばれるまちになっています。

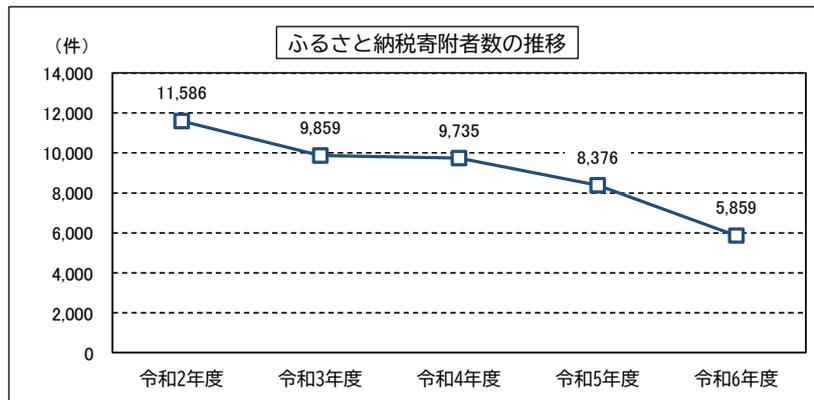
〔社会情勢・現状〕

- 全国的に人口減少が進む中、地域資源を生かした戦略的なシティプロモーションにより、まちの魅力を広め、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口や移住定住者の増加につなげていくとする動きが活発化しています。
- 能動的に選択される情報源となるべく、広報はんのうでは地域の文化・歴史等の記事を拡充しています。また、合理的配慮の観点を踏まえ、アクセシビリティの向上を図っています。
- 友好都市の茨城県高萩市をはじめ、横浜市中区や西武線沿線自治体等との交流を通じて、市の魅力を内外に発信しています。
- ふるさと納税制度の認知度が高まるとともに利用者が増加しており、本市においてはムーミン関連の返礼品をきっかけに、徐々に地場産品の返礼品にも目を向けてもらえる流れが生まれてきています。

〔問題点・課題〕

- 急激な人口減少による暮らしの質の低下が懸念されることから、本市の魅力をさらに高め、発信するとともに、移住・定住を希望する人の背中を押したり、Uターンを後押しする取組が求められます。
- シティセールス・シティプロモーションを推進するため、様々な情報発信手段の併用、各部署が多様な媒体を活用しやすい仕組みの整備、民間によるシティプロモーションの利活用・連携など、より効果的な取組が求められます。
- 物価高騰等の影響により、従来どおりの都市間交流が難しくなっていることから、持続可能な交流の形を検討していく必要があります。
- 令和5年度の国の返礼品基準の改正により、ムーミン関連をはじめとした人気の返礼品が扱えなくなったことから、多くの人々を集める新たな返礼品を開拓するとともに、効果的なプロモーションに取り組む必要があります。

〔関連データ〕



〔主な取組〕

1 シビックプライドを醸成するインナープロモーションの推進

強靱

- ①効果的かつわかりやすい情報発信
- ②市民がまちの魅力に気づくことができる情報発信

2 多くの人をひきつけるアウトプロモーションの推進

戦略

- ①民間活力を生かした積極的なシティプロモーションの実施
- ②交流人口・関係人口を創出するための情報発信
- ③移住・定住を希望する人への情報提供と支援の実施
- ④持続可能な都市間交流の推進
- ⑤ふるさと納税返礼品の充実と効果的なPR

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人口の社会動態のプラス維持	飯能市の人口動態における社会増減	+175人	プラスを維持
ふるさと納税寄附者数	ふるさと納税の寄附者数(基準値から5年間で延べ5,000人の増加)	±0人	+5,000人

〔用語説明〕

施策 25 情報政策(DX)

〔施策が目指すまちの姿〕

< 誰一人取り残されないデジタルでつながる便利なまち >

デジタル技術をまちづくりに積極的に取り入れ、暮らしやすく、便利で安全・安心なデジタル社会になっています。

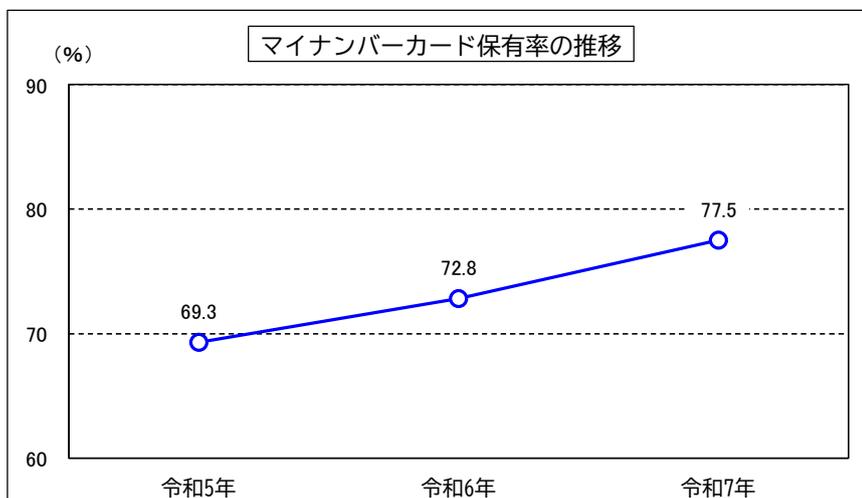
〔社会情勢・現状〕

- 「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」を目指し、自治体システムの標準化や行政手続のデジタル化、マイナンバーカードの活用促進を進めています。
- 行政運営の効率化や市民の利便性向上を見据え、デジタル技術の活用が進められています。
- デジタルに不慣れな方のほか、デジタル機器の利用が困難な方や利用しない方のため、アクセシビリティの徹底等を進め、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指しています。

〔問題点・課題〕

- デジタルを活用できる利用者のために、オンラインで完結できる手続きの推進や整理が必要となっています。
- マイナンバーカード普及・利活用に向けた周知やサポートを強化するとともに、セキュリティ対策や組織全体のセキュリティレベルの向上を図る必要があります。
- 人口減少や少子高齢化の進行等により、従来どおりに公共サービスを維持していくことが困難になっていくことを見据え、類似業務の集約、デジタル技術による一括処理、利用サービスごとの業務フローの変更など、行政サービスの効率化・最適化を図る必要があります。
- デジタルサービスに不慣れな方やデジタル機器の利用が困難な方に対してもデジタル活用力や情報モラルの向上を支援し、安心してデジタルサービスを利用できる環境を整備していく必要があります。

〔関連データ〕



〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市行政改革大綱 ○ 飯能市行政改革・財政健全化実施計画
- 飯能市地域情報化推進計画

〔主な取組〕

1 デジタル化による市民サービスの向上

戦略

強靱

- ① デジタルを活用した窓口サービスの向上
- ② 行政手続のオンライン化の推進
- ③ マイナンバーカードの普及・利活用促進
- ④ セキュリティ対策の徹底

2 デジタルを活用した地域魅力の向上

戦略

強靱

- ① デジタルの恩恵を享受するためのデジタル活用力の向上
- ② デジタルを活用した地域の魅力の情報発信、データ公開

3 市民サービス向上のための行政事務効率化

戦略

- ① 利用者視点の行政サービスづくりと業務の最適化
- ② 職員のデジタル人材の育成
- ③ AI 等先進技術の活用推進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
オンラインで申請できる行政手続数	オンラインで申請できる行政手続数	現在調査中	
マイナンバーカードの保有率	マイナンバーカードの保有率	77.5%	85.0%

〔用語説明〕

施策 26 行財政運営

〔施策が目指すまちの姿〕

< 持続可能で安定したサービスが提供されるまち >

限りある財源の中で持続可能な行政運営の仕組みが確立され、最適化された行政サービスが提供されています。

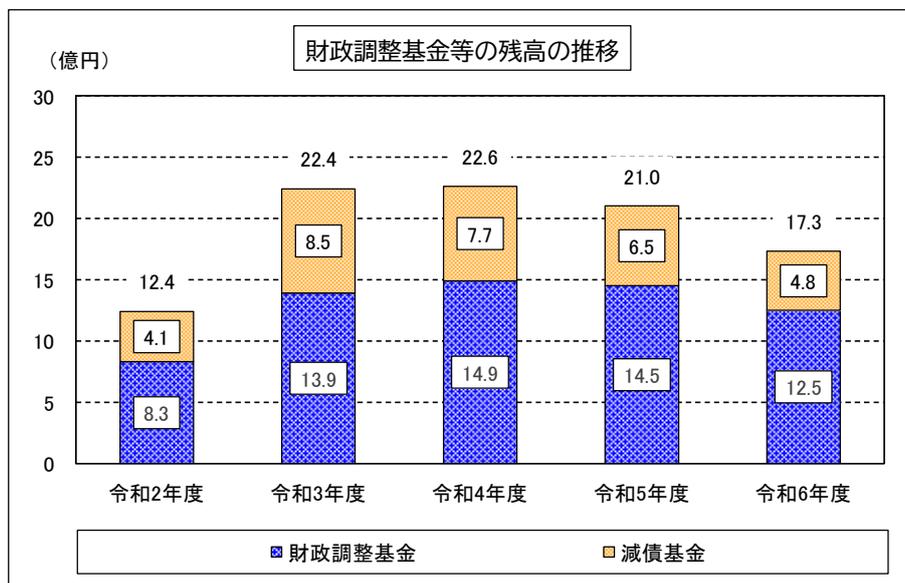
〔社会情勢・現状〕

- 市民の多様化する価値観や社会課題への関心が高まる中、行政に対する市民ニーズも多様化しています。
- 活用されていない普通財産を活用し、市の財源確保に努めているとともに、事務事業の取捨選択、交付税措置などを活用して資金調達等に取り組んでいます。
- 老朽化した施設の管理経費や更新経費の急速な増加が見込まれています。
- 全国的に人口減少や少子高齢化が進行していることに伴い、自治体単独での行政運営が厳しい状況となっていることから、公民連携による地域の課題解決や活性化に向けた取組が広がっています。

〔問題点・課題〕

- 生産年齢人口の減少が続く中、限られた財源・人材で持続可能な行政サービスを提供し続け、市民福祉の水準を維持することが求められており、持続的な行財政運営のための対策が必要です。
- 公共施設等の老朽化に対応するため、長寿命化や複合化・統合・集約化の検討を含めた最適な配置が必要です。
- 人口減少や少子高齢化による複雑・高度化した行政サービスに対応するため、行政の広域化、公民連携等に取り組む、効果的な行政運営を行うことが必要です。

〔関連データ〕





〔本施策を推進する個別計画〕

- 飯能市行政改革大綱 ○ 飯能市行政改革・財政健全化実施計画
- 飯能市地域情報化推進計画 ○ 飯能市公共施設等総合管理計画
- 埼玉県西部地域まちづくり構想・計画

〔主な取組〕

1 持続発展を導く安定的な行政経営 戦略

- ① 組織や職員数の適正化と人材の育成
- ② 事務事業の継続的な見直し
- ③ 効率的、効果的な事業手法の検討
- ④ 普通建設事業の選択と集中

2 健全な財政運営 強靱

- ① 安定的かつ確実な税収の確保
- ② 新たな財源の確保
- ③ 公共施設等の総量最適化、施設の再編・再配置

3 総合力を生かす公民連携・広域行政の推進 戦略 強靱

- ① 民間事業者等との対話と強みの掛け合わせによるまちづくり
- ② 効率的、効果的な広域行政の推進

〔評価指標〕

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
財政調整基金及び減債基金の合計残高	年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金（標準財政規模の1割の確保）	17億円	20億円以上
公民連携事業の事業数	民間提案制度による公民連携事業の採択数	2件	25件
市税収納率	現年課税分及び滞納繰越分の合計収納率	98.6%	全国平均以上
公共施設の延床面積	公共施設の削減対象延床面積	212,295.76㎡	14%削減

〔用語説明〕

第4部 飯能市国土強靱化地域計画

第1章 計画の概要

(1) 計画の目的

「飯能市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）第 4 条に示された責務及び第 13 条の規定に基づき、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とします。

第 4 条	（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
第 13 条	（国土強靱化地域計画） 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

また、令和 5（2023）年 6 月 16 日に公布・施行された改正国土強靱化基本法に基づき、同年 7 月 28 日に変更された国土強靱化基本計画において、気候変動、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、デジタル技術の進展等の社会情勢の変化や、近年の災害からの知見を踏まえ、新たな基本方針の柱が立てられたことを受け、本市としての新たな取組を定めることを目的とします。

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

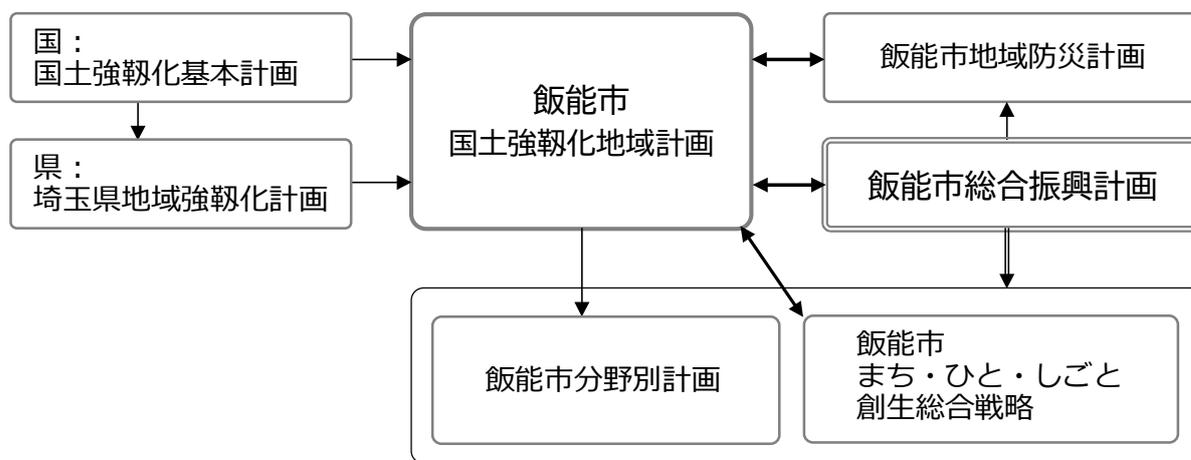
- 国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山等）の整備・管理
- 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
- 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

(2) 飯能市国土強靱化地域計画の位置付け

本計画は基本法第 13 条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画（アンブレラ計画）です。

そのため、行政経営の総合的な指針である飯能市総合振興計画との整合・調和を図りながら策定するとともに、災害対策基本法に基づく飯能市地域防災計画と役割分担を図りながら本市の強靱化を目指すものとします。

また、地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への対応を図り持続的な成長を促すことで、地域の活性化に結び付くものであるため、飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携して取組を進めるものとします。



第2章 地域を強靱化する上での目標

本市では、国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画を基本としながら、地域強靱化を推進する上での「基本目標」とそれを具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定します。

(1) 基本目標

- 1 市民の生命を最大限守ること
- 2 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- 3 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- 4 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(2) 事前に備えるべき目標（行動目標）

- (1) 被害の発生抑制により人命を保護する
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 情報通信機能、情報サービスを確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- (7) 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

(3) 計画期間

本計画は、令和8（2026）年度を始期とする第6次飯能市総合振興計画前期基本計画と合わせて、令和12（2030）年度までの5年間の計画とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 リスクシナリオ

(1) 想定する災害

本市において発生し得る、地震、豪雨、台風、大雪、竜巻、噴火に伴う火山灰など、あらゆる自然災害に起因する大規模な被害を想定します。(建物倒壊、建物火災、林野火災、土砂災害、浸水、倒木、ライフラインの供給停止、交通網の麻痺、通信網の停止、大規模な事故、火山灰の降下など。)

(2) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本計画では、国及び埼玉県のリスクシナリオを基にし、本市において考えられるリスクシナリオを次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
(1)	被害の発生抑制により人命を保護する	(1)-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
		(1)-2 大規模土砂災害による多数の死傷者の発生
		(1)-3 風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生
		(1)-4 農業用ため池の決壊による多数の死傷者の発生
(2)	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	(2)-1 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(2)-2 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
		(2)-3 医療施設及び医師等の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶
		(2)-4 多数の避難者により避難所での避難生活が困難となる事態
(3)	必要不可欠な行政機能を確保する	(3)-1 市職員・施設等の被災による行政機能の低下
(4)	情報通信機能、情報サービスを確保する	(4)-1 重要な情報がテレビ・ラジオ放送の中断等により必要な者に届かない事態
		(4)-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(5)	経済活動を機能不全に陥らせない	(5)-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		(5)-2 農業用ため池の決壊による農業生産性の低下
		(5)-3 森林の被害による山間地域の荒廃
(6)	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	(6)-1 電気、ガス等の長期間にわたる供給停止
		(6)-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		(6)-3 汚水処理の長期間にわたる機能停止による汚水の滞留
(7)	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	(7)-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		(7)-2 市内の基盤インフラの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		(7)-3 復興を支える人材等の不足
		(7)-4 文化財等の喪失

第4章 脆弱性評価の結果

前計画（※令和4年4月策定）の取組を踏まえ、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」における本市の課題について、以下のとおり分析・評価を行いました。

(1)-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

- ・市内には木造住宅を主とした住宅密集地があり、死傷者の発生を回避するためには、道路や公園の整備、火災の延焼防止対策、空き家対策、木造住宅の耐震化支援などを総合的に実施し、まち全体の防災性を高めていく必要がある。
- ・被害想定のもっと大きい立川断層帯地震（M7.4/最大震度6強）から市民の生命及び財産を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事を行う市民等を支援するなど、住宅や他の建築物の耐震化を促進する必要がある。
- ・住宅におけるタンス等の家具やブロック塀、事業所や店舗における棚等の転倒による死傷者の発生を回避するため、地震ハザードマップを活用し、日頃からの地震への備えについて周知啓発していく必要がある。
- ・災害の危険が迫っているとき、また災害発生直後においては、刻々と変化する状況をあらゆる手段を用いて市民に伝達する事が重要であり、関係機関との連携のもと、情報伝達体制を向上させていく必要がある。
- ・被害の拡大を防ぐためには、初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主防災組織等による防災活動が大きな役割を果たすため、日頃からの活動が効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力を向上させていく必要がある。

(1)-2 大規模土砂災害による多数の死傷者の発生

- ・山林を抱える本市には953箇所の土砂災害警戒区域があり、あらかじめ危険箇所を把握しておくことが重要である。土砂災害ハザードマップの定期的な見直しや土砂災害を想定した防災(避難)訓練など、警戒避難体制を強化する必要がある。
- ・土砂災害に対する避難情報の発令基準については、過去の事例や国のガイドライン等によって適宜見直し、市民の円滑かつ迅速な避難につなげる必要がある。
- ・災害の危険が迫っているとき、また災害発生直後においては、刻々と変化する状況をあらゆる手段を用いて市民に伝達する事が重要であり、関係機関との連携のもと、情報伝達体制を向上させていく必要がある。（再掲）

(1)-3 風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生

- ・本市の河川の多くは堀込河道であり、河岸段丘を形成しているため、浸水等の被害は比較的少ないものの、宅地化や山林の荒廃に伴い、流域の流出係数が高まり、突発的な出水が発生しやすくなっているため、浸水対策が必要な河川を整備する必要がある。
- ・近年の気候変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスクを低減するため、下水道施設等を整備する必要がある。

- ・洪水時における市民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水リスクや避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップを配布し、発災時に適切な避難行動をとれるよう啓発する必要がある。
- ・災害の危険が迫っているとき、また災害発生直後においては、刻々と変化する状況をあらゆる手段を用いて市民に伝達する事が重要であり、関係機関との連携のもと、情報伝達体制を向上させていく必要がある。(再掲)

(1)-4 農業用ため池の決壊による多数の死傷者の発生

- ・農業用ため池の決壊により被害が想定される区域について、農業用ため池ハザードマップを活用し、市民の的確な避難行動につなげる必要がある。

(2)-1 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・孤立を予防するため、緊急輸送道路や山間地域の狭あい道路等の改修を進める必要がある。
- ・災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区において、通信手段の確保、救出・救助資機材の備蓄を行うとともに、市民による飲料・食料等の備蓄などを周知する必要がある。
- ・孤立集落に対する救急救助活動や救援物資運送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠であるため、埼玉県等と連携し効率的な活動のための体制を整備する必要がある。

(2)-2 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

- ・地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の充実、応急手当の普及など、災害から地域社会を守っていくことを目的とした対策を推進し、地域が連携した防災体制の確立を図る必要がある。
- ・関係機関による救助・捜索活動が早期に実施できるよう、受援体制を構築しておく必要がある。
- ・他市町村や民間事業者との災害時応援協定の締結を進め、被災時に食料、生活必需品、医薬品などを確保できるよう準備をしておく必要がある。

(2)-3 医療施設及び医師等の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を充実させることが重要である。
- ・他市町村や民間事業者との災害時応援協定の締結を進め、被災時に食料、生活必需品、医薬品などを確保できるよう準備をしておく必要がある。(再掲)

(2)-4 多数の避難者により避難所での避難生活が困難となる事態

- ・避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の整理、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行い、避難者が健康を害することがないようにする必要がある。
- ・避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないように、指定避難所以外（福祉避難所や地域の集会所等）への避難も周知していく必要がある。

(3)-1 市職員・施設等の被災による行政機能の低下

- ・市役所自体が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急業務や優先度の高い通常業務を発災時から適切に実施できるよう、飯能市業務継続計画（地震編）の習熟やそのための訓練、必要に応じた見直し等を通じて、市の業務継続体制を確保し、発災時に適切に対応できる体制を構築する必要がある。
- ・紙媒体で保管している資料のデータ化を進める必要がある。

(4)-1 重要な情報がテレビ・ラジオ放送の中断等により必要な者に届かない事態

- ・飯能市防災行政無線、広報車、飯能市メール配信サービス、飯能市ホームページ、飯能市ご当地アプリ、市SNS（X（旧ツイッター）、フェイスブック）など、様々な情報伝達手段を確保し誰もが等しく情報取得等できるようにする必要がある。

(4)-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・災害情報の収集及び伝達に必要な通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。

(5)-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ・災害時においても必要な経済活動を行うことができるよう、関係事業者等に対する業務継続計画の策定支援等、業務継続体制を構築する必要がある。
- ・物流の基盤である幹線道路等について、整備や改修を進める必要がある。

(5)-2 農業用ため池の決壊による農業生産性の低下

- ・農業用ため池の決壊により農業生産性の低下を招かないよう、定期的な点検を行うとともに、必要な修繕を行う必要がある。

(5)-3 森林の被害による山間地域の荒廃

- ・人手の入らない人工林や、伐採したまま植栽等がされない山地は、台風や集中豪雨等によって倒木や土砂流出等の被害が発生し、森林の公益的機能の発揮を阻害するおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。
- ・有害鳥獣（主にシカ等）による森林被害は、森林所有者の経営意欲を低下させ、森林整備の障害となるため、鳥獣被害対策を推進していく必要がある。

(6)-1 電気、ガス等の長期間にわたる供給停止

- ・災害発生時における電気やガス等のライフライン機能の維持や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら設備の耐震化を進めるほか、燃料等の確保について、市内事業者の協力が得られる体制を確立しておく必要がある。
- ・エネルギー供給源の多様化や電力供給が途絶えた場合への対応として、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進していく必要がある。
- ・避難所となる施設へ非常用電源の配備を進める必要がある。

(6)-2 上水道の長期間にわたる供給停止

- ・災害時の断水被害等を低減させるため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設について、適切に管理していく必要がある。
- ・上水道の供給停止を想定し、給水車や給水袋等による訓練の実施や、災害時に生活用水として使用する災害時協力井戸の周知を進めていく必要がある。

(6)-3 汚水処理の長期間にわたる機能停止による汚水の滞留

- ・災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、耐震化を進めるとともに、老朽化した施設について、適切に管理・更新していく必要がある。
- ・災害時の各戸の排水処理の停滞と公衆衛生の悪化を防ぐため、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から、耐久性と水処理能力に優れた合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(7)-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物を円滑に処理するため、飯能市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新や、埼玉県西部地域まちづくり協議会と連携したごみ処理体制を構築し、引き続き処理体制の充実を図っていく必要がある。

(7)-2 市内の基盤インフラの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・救援物資の輸送を行う緊急車両の通行を確保するため、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、無電柱化等を推進する必要がある。また、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路（市道）、避難経路等となる生活道路（市道）、農道、林道等についても整備を進め、道路ネットワークの確保を図っていく必要がある。
- ・橋りょうについて、定期的な点検を実施するとともに、適切な修繕による長寿命化を図っていく必要がある。

(7)-3 復興を支える人材等の不足

- ・県内外の市との相互応援協定や公共的団体、事業者等との応援協定を締結して協力体制を構築しており、災害時に速やかな対応がとれるよう、相互の連絡を密にし連携を強化していく必要がある。
- ・災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、飯能市社会福祉協議会と連携し、人材育成や運営体制を強化していく必要がある。

(7)-4 文化財等の喪失

- ・国、埼玉県、飯能市指定の有形文化財等、特に建造物については防火対策や耐震対策が十分ではなく、災害時に滅失・損壊をもたらす可能性がある。そのため、建物の計画的な修理、補強や防災設備の充実を促進するとともに、所有者・管理者の防災意識の向上を図る必要がある。
- ・被災文化財の応急対応は、埼玉県の文化財レスキュー活動に依るところが大きい。この活動をスムーズに行うための、文化財情報の収集と管理について研究を進める必要がある。

第5章 事前に備えるべき目標ごとの主な取組

(1) 各分野の強靱化に向けた取組

本計画におけるリスクシナリオと、その回避に向けた第6次飯能市総合振興計画前期基本計画における施策との関係を、以下表のとおり整理しました。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
①	被害の発生抑制により人命を保護する	①-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
		①-2 大規模土砂災害による多数の死傷者の発生
		①-3 風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生
		①-4 農業用ため池の決壊による多数の死傷者の発生
②	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	②-1 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		②-2 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
		②-3 医療施設及び医師等の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶
		②-4 多数の避難者により避難所での避難生活が困難となる事態
③	必要不可欠な行政機能を確保する	③-1 市職員・施設等の被災による行政機能の低下
④	情報通信機能、情報サービスを確保する	④-1 重要な情報がテレビ・ラジオ放送の中断等により必要な者に届かない事態
		④-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤	経済活動を機能不全に陥らせない	⑤-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		⑤-2 農業用ため池の決壊による農業生産性の低下
		⑤-3 森林の被害による山間地域の荒廃
⑥	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	⑥-1 電気、ガス等の長期間にわたる供給停止
		⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		⑥-3 汚水処理の長期間にわたる機能停止による汚水の滞留
⑦	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	⑦-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		⑦-2 市内の基盤インフラの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		⑦-3 復興を支える人材等の不足
		⑦-4 文化財等の喪失

前期基本計画 施策	事前に備えるべき目標							
	1 被害の発生抑制 により人命を 保護する				2 救助・救急、医療 活動等が迅速に 行われる			
	リスクシナリオ							
	1	2	3	4	1	2	3	4
	建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	大規模土砂災害による多数の死傷者の発生	風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生	農業用ため池の決壊による多数の死傷者の発生	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	消防等の被災による救助・救急活動等の停滞	医療施設及び医師等の被災等による機能不全及び支援ルート途絶	多数の避難者により避難所での避難生活が困難となる事態
1 森林文化								
2 観光・エコツーリズム								
3 農林業				●				
4 商工業・雇用								
5 環境保全			●					
6 こども・若者支援								
7 子育て支援	●							
8 学校教育	●	●						●
9 生涯学習・社会教育								
10 文化・芸術								
11 スポーツ	●							●
12 健康・医療							●	
13 地域福祉・生活支援								●
14 高齢福祉								●
15 障害福祉								●
16 防災・消防	●	●	●	●	●	●	●	●
17 防犯・交通安全								
18 生活環境	●	●						
19 土地利用・都市計画	●							
20 道路・公園	●				●			
21 上下水道			●					
22 協働・コミュニティ				●		●		●
23 人権・共生								●
24 シティセールス・シティプロモーション	●							
25 情報政策（DX）	●							
26 行財政運営								

事前に備えるべき目標				
3 必要不可欠な行政機能を確保する	4 情報通信機能、情報サービスを確保する	5 経済活動を機能不全に陥らせない	6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	7 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

リスクシナリオ

1	1	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4
市職員・施設等の被災による行政機能の低下	重要な情報がテレビ・ラジオ放送の中断等により必要な者に届かない事態	情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	農業用ため池の決壊による農畜生産性の低下	森林の被害による山間地域の荒廃	電気、ガス等の長期間にわたる供給停止	上水道等の長期間にわたる供給停止	汚水処理の長期間にわたる機能停止による汚水の滞留	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	市内の基盤インフラの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	復興を支える人材等の不足	文化財等の喪失
1					●							
2												
3				●	●					●		
4			●			●						
5						●						
6												
7	●											
8	●											
9												
10												●
11	●											
12												
13											●	
14												
15												
16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
17												
18									●			
19										●		
20			●			●				●		
21							●	●				
22												
23												
24		●										
25	●	●	●									
26									●			

(2) 主な取組の方針

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの取組の概要については以下のとおりです。

なお、より具体的な取組内容（アクションプラン）については、飯能市総合振興計画実施計画（3年計画）とし、実施計画内に事業及び事業内容を位置づけ、毎年度見直しを行うものとし、また、道路整備に関する取組については「別表」に事業の概要等をまとめ、同様に毎年度見直しを行うものとし、

(1) 被害の発生抑制により人命を保護する

(1)-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

【取組内容】

- ・住宅密集地の改善を推進する。
- ・延焼遮断帯となる公園や緑地を確保する。
- ・民間建築物の耐震化を促進する。
- ・公共建築物（庁舎、小中学校、保育所等）の耐震性・安全性を確保する。
- ・家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・行政による情報処理、発信体制を整備する。
- ・消防、救急体制を強化する。
- ・地域の災害対応力を向上させる。

（関連する施策番号：7, 8, 11, 16, 18, 19, 20, 24, 25）

(1)-2 大規模土砂災害による多数の死傷者の発生

【取組内容】

- ・地域の警戒避難体制を確立する。
- ・土砂災害ハザードマップ等により避難の重要性を周知する。
- ・必要な避難情報を遅滞なく発令できるよう、情報発信体制の整備及び防災（避難）訓練を実施する。
- ・大規模盛土造成地を調査する。

（関連する施策番号：8, 16, 18）

(1)-3 風水害（河川の氾濫、広域かつ長期的な市街地の浸水等）による多数の死傷者の発生

【取組内容】

- ・浸水対策が必要な河川整備を推進する。
- ・下水道施設等の整備を推進する。
- ・洪水ハザードマップ等により適切な避難行動を啓発する。
- ・必要な避難情報を遅滞なく発令できるよう、情報発信体制の整備及び防災（避難）訓練を実施する。（再掲）

（関連する施策番号：5, 16, 21）

(1)-4 農業用ため池の決壊による多数の死傷者の発生

【取組内容】

- ・ 農業用ため池ハザードマップを活用し、地域の警戒避難体制を確立する。
- (関連する施策番号：3, 16, 22)

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

(2)-1 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【取組内容】

- ・ 市が定めた緊急輸送道路や幹線道路の整備を推進する。
- ・ 狭あい道路の解消や橋りょうの適切な維持管理を推進する。
- ・ 市道等の無電柱化事業を推進する。
- ・ 飲料や食料等の備蓄を周知啓発する。
- ・ 通信手段の確保、救出・救助資機材の備蓄を推進する。
- ・ 孤立地域を想定した防災訓練を実施する。

(関連する施策番号：16, 20)

(2)-2 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

【取組内容】

- ・ 消防、救急体制を強化する。(再掲)
- ・ 地域の災害対応力を向上させる。(再掲)
- ・ 必要な応援を早期に受け入れられるよう受援体制を確立する。
- ・ 災害時応援協定の実効性を高める。

(関連する施策番号：16, 22)

(2)-3 医療施設及び医師等の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

【取組内容】

- ・ 医療関係団体と連携し災害時の医療体制を整備する。
- ・ 医師会等との災害時応援協定の実効性を高める。

(関連する施策番号：12, 16)

(2)-4 多数の避難者により避難所での避難生活が困難となる事態

【取組内容】

- ・地域コミュニティの活性化を通じた共助の体制を構築する。
- ・自主防災組織や学校と連携した避難所開設・運営訓練を実施する。
- ・外国人観光客等の避難に対応できる体制整備に努める。
- ・福祉避難所の体制整備と効果的な活用を進める。
- ・避難所の室内環境の整備と防災機能を強化する。

(関連する施策番号：8, 11, 13, 14, 15, 16, 22, 23)

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

(3)-1 市職員・施設等の被災による行政機能の低下

【取組内容】

- ・業務継続計画による訓練を実施し業務継続性を確保する。
- ・業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
- ・公共建築物(庁舎、小中学校、保育所等)の耐震性・安全性を確保する。(再掲)

(関連する施策番号：7, 8, 11, 16, 26)

(4) 情報通信機能、情報サービスを確保する

(4)-1 重要な情報がテレビ・ラジオ放送の中断等により必要な者に届かない事態

【取組内容】

- ・飯能市防災行政無線、広報車、飯能市メール配信サービス、飯能市ホームページ、飯能市ご当地アプリ、市SNS(X(旧ツイッター)、フェイスブック)、ケーブルテレビ等、複数媒体による情報伝達手段により誰もが等しく情報取得等できるようにする。

(関連する施策番号：16, 24, 25)

(4)-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【取組内容】

- ・災害に強い通信手段など、防災拠点となる庁舎に必要な資機材の整備を進める。

(関連する施策番号：16, 25)

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

(5)-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【取組内容】

- ・事業者の業務継続体制の構築を進める。
- ・市が定めた緊急輸送道路や幹線道路の整備を推進する。(再掲)
- ・狭あい道路の改修や橋りょうの耐震化等を推進する。
- ・市道等の無電柱化事業を推進する。(再掲)

(関連する施策番号：4, 16, 20)

(5)-2 農業用ため池の決壊による農業生産性の低下

【取組内容】

- ・農業用ため池の安全性を確保する。

(関連する施策番号：3, 16)

(5)-3 森林の被害による山間地域の荒廃

【取組内容】

- ・森林の整備や保全を推進する。
- ・林業だけではない新たな森林の利活用を検討する。
- ・地域ぐるみで鳥獣被害対策の体制を構築する。

(関連する施策番号：1, 3)

(6) 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

(6)-1 電気、ガス等の長期間にわたる供給停止

【取組内容】

- ・ライフライン事業者の業務継続体制及び協力体制の構築を進める。
- ・市道等の無電柱化事業を推進する。(再掲)
- ・太陽光発電等、再生可能エネルギーの普及を進める。
- ・非常用発電設備等の確保と指定避難所への配置を進める。

(関連する施策番号：4, 5, 16, 20)

(6)-2 上水道の長期間にわたる供給停止

【取組内容】

- ・水道施設の長寿命化、耐震化を推進する。
- ・地域の災害対応力を向上させる。(再掲)

(関連する施策番号：16, 21)

(6)-3 汚水処理の長期間にわたる機能停止による汚水の滞留

【取組内容】

- ・下水道施設の長寿命化、耐震化を推進する。
- ・合併処理浄化槽への転換と維持管理を促進する。

(関連する施策番号：16, 21)

(7)大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

(7)-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【取組内容】

- ・災害廃棄物等の処理体制の充実を図る。
- ・平時からごみ減量化やリサイクルを推進し、有事の際の処理能力を確保する。
- ・埼玉県西部地域まちづくり協議会における、ごみ処理の相互受け入れ体制を維持する。

(関連する施策番号：16, 18, 26)

(7)-2 市内の基盤インフラの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【取組内容】

- ・市が定めた緊急輸送道路や幹線道路の整備を推進する。(再掲)
- ・狭あい道路の解消や橋りょうの適切な維持管理を推進する。(再掲)
- ・市道等の無電柱化事業を推進する。(再掲)
- ・林道の整備を推進する。
- ・密集市街地等の改善を推進する。

(関連する施策番号：3, 19, 20)

(7)-3 復興を支える人材等の不足

【取組内容】

- ・必要な応援を早期に受け入れられるよう受援体制を確立する。
- ・平時から防災・復興の担い手の育成を進める。

(関連する施策番号：13, 16)

(7)-4 文化財等の喪失

【取組内容】

- ・火災や倒壊等による被害を予防するため、文化財への防火対策や耐震対策を進める。
- ・文化財をデジタルデータ等に記録するなど、文化財が被災した際のバックデータの保存を進める。
- ・収集した文化財情報を、災害時の文化財レスキュー活動にスムーズにつなげるための研究を進める。

(関連する施策番号：10)

第6章 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進

全庁横断的な体制のもと、計画を推進します。また、本計画に掲げる強靱化に向けた「事前に備えるべき目標（行動目標）」等に基づき、市の各分野別計画を実施することで計画を推進していきます。

(2) 計画の見直し

本計画は、社会・経済情勢の変化や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、適宜見直しを行います。

なお、本計画は、市の各分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、各分野別計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い本計画との整合を図ります。

(3) 計画の進捗管理

計画を着実に推進するため、毎年アクションプラン（飯能市総合振興計画実施計画及び「別表：道路整備事業一覧」）を作成し、各施策や関連事業などの進捗についてPDCAサイクルによる管理を行います。

資料編

1 策定体制及び策定経過

※「策定体制」、「策定経過」を掲載

2 審議会関係

※「条例」、「名簿」、「諮問・答申」などを掲載

3 検討資料

※「飯能市の概要」、「アンケート調査の結果」、「目標指標の達成状況(後期基本計画・総合戦略)」などを掲載

4 用語説明(索引)

あ行

アウトプロモーション

当該自治体に居住していない「転入の促進のターゲット」に対して、まちの持つイメージや魅力をプロモーションしていくこと。

アクセシビリティ

「近づきやすさ」「利用のしやすさ」「便利であること」などを意味し、特に IT 分野では、機器やソフトウェア、情報、サービスなどが、身体の状態や能力の違いに関わらず、様々な人が同じように利用できる状態やその度合いを指す。

インクルージョン

性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障害の有無など、持っている属性によって排除されることなく、多様な人々が尊重し合い、各々の個性を生かして活躍できる状態のこと。

インクルーシブ社会

社会を構成する全ての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、障がいの有無、性別、年齢、国籍、宗教など、あらゆる多様性を認め、全ての人が支え合いながら共に生活できる社会のこと。

インセンティブ

動機や刺激などを意味する言葉であり、意欲を引き出すために外部から与える奨励や刺激、報奨などを指す。

インナープロモーション

当該自治体で働く職員に対して、シティセールスの浸透だけでなく、住民や地元で活動する事業者などの関係者にまちの魅力を訴え、住民の誇りや愛着心の向上につなげていく活動のこと。

インバウンド

外国人が日本へ観光に来ること、または訪日外国人旅行者そのものを指し、「訪日外国人旅行」や「訪日旅行」とも呼ばれる。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンドまたは海外旅行という。

WEB (ウェブ)

インターネット上で情報の閲覧・配信を可能にする仕組みのことで、正式名称は World Wide Web (ワールドワイドウェブ) で、蜘蛛の巣のように張り巡らされた情報網を意味する。ネットワークを通じて見る Web は、「Web サーバ」と呼ばれるデータの保存場所に情報公開者がデータを保存する (アップロード) ことで、世界中に情報を公開することが可能となる。このシステムを用いてインターネット上で公開されている文書を「Web ページ」と呼ぶ。

AI (エイアイ)

人工知能 (ちのう) (Artificial Intelligence (アーティフィシャル インテリジェンス)) の略。

SNS (エスエヌエス)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。オンライン上で人々がつながり、情報を共有するためのプラットフォームのことで、他者と交流したり、コンテンツを発信したりすることができる。代表的な SNS には、LINE、Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram などがある。

か行

学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組みのこと。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、法律 (第 47 条の 5) に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる、の 3 つがあり、平成 29 年 4 月 1 日より施行された。

環境モニタリング

天然資源や空気、水、土壌、生物多様性といった現在の環境状況を把握し、時間経過による変化を検知し、潜在的な問題を特定し、将来の状況を予測するためにデータを収集・測定するシステムのこと。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業、身体障害者福祉法第49条第1項に基づく相談等の業務、地域における相談支援に従事する者に対し、相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務、協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務等を総合的に行うことを目的とする施設のこと。

G I G Aスクール構想

1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的に、ICT教育を利用して、従来型の学習では不十分な能力・資質の3つの柱を育む取り組みのこと。

業務継続計画

企業や自治体等の組織が、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを示した計画のこと。

グリーン・トランスフォーメーション（GX）

化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、産業・エネルギー政策であり、脱炭素社会に向けて再生可能なクリーンエネルギーに転換していく取り組みのこと。

景観緑地

飯能市環境保全条例に基づくもので、市長が指定した景観が優れた緑地。現在、天覧山・多峯主山周辺（平成9年度～）と吾妻峡周辺（平成23年度～）を景観緑地指定対象区域としており、指定対象区域内の地権者の同意が得られた場合には、飯能市環境審議会の意見を聴いて、景観緑地に指定している。

健康マイレージ

埼玉県が実施しているウォーキングをテーマにした健康増進事業「コバトン ALK00 マイレージ」を利用した健康増進事業。ウォーキングアプリ「ALK00」（ナビタイムジャパン提供）を利用したウォーキング事業で、アプリをダウンロードしたスマートフォン等を持って歩くだけで、自動的に歩数を計測できる。また、歩数に応じて「マイレージポイント」を獲得することができ、ポイントに応じて抽選で景品が当たる。

減債基金

市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金のこと。、世代間の負担が不公平になったり、次の世代に負担を先送りすることにならないよう、償還の満期日が来るまでの間、一定のルールに基づいて償還財源を積立てる基金を設置し、満期日に備えるようにしている。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す値をいい、現在の人口を保つためには2.07が必要といわれている。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。

（参考）

遊休農地

農地法において、「1. 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「2. その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1.の農地を除く）」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

荒廃農地

荒廃農地調査において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地」とされ、現地調査により把握したもの。

「荒廃農地」と「耕作放棄地」の違い（詳細）

「荒廃農地」とは、農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」において、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に

不可能となっている農地」と定義されており、市町村及び農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果。

「耕作放棄地」とは、5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」であり、農家等の耕作意志の調査の結果。

こども家庭センター

児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設であり、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行っている。

さ行

サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から製造（生産）、加工、在庫管理、流通（配送）、販売により消費者に提供（消費）されるまでの一連のプロセス（流れ）を指すものであり、この一連のつながりを鎖（Chain）に見立てた言葉。

財政調整基金

自治体における年度間の財源の不均衡を調整（年度間の財源調整を図り、健全な財政運営に役立てることを目的として設置）するための積立金で、財源に余裕のある年度に積み立てを行い、大規模災害の発生や大幅な税収減などがある年度に取り崩しを行う。大規模災害の発生による予期せぬ支出、年々増加する社会保障関係経費や緊急性の高い公共施設の老朽化対策経費の増大などに備えている。

産学官金

企業（産）、大学などの教育・研究機関（学）、政府や地方公共団体（官）、そして金融機関（金）が協力し、地域産業の振興や地域社会の発展を目指す取り組みのこと。

市街化調整区域

市街化を抑制し、農地や緑地といった自然環境の保全を優先する区域のこと。市街化調整区域は、都市計画法により建築が認められているものを除き、原則として建築物の建築、増改築はできない。また、住宅として建築が認められた建築物を事務所や倉庫など別の用途で使用する（用途変更）も規制されている。

自治体システムの標準化

自治体が使用する情報システムに対して一定の基準や規格を設け、統一的な取り扱いを促進すること。住民サービスに直結する20の基幹業務システムを、国が定める標準仕様に合わせたシステムへ移行する取り組み。

シティセールス

地域が持つ資源を活用し、地域の魅力を高めるため、地域の特長や強みを再認識し、当該自治体内外に発信することで、資源（人、金、企業など）を地域に取り込むこと。

シティプロモーション

内外に地域の魅力を発信することでイメージを高め、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化につなげる活動のこと。当該地域に関する認知度の向上やブランド力の向上のほか、その地域で生活している住民に対して、地域の魅力をさらにアピールすることで愛着を持ってもらい、「住んでいてよかった」と思えるような場所にすることを目的とする。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

シビックプライド

地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献しようとする意識を指す言葉。「都市に対する市民の誇り」と定義されており、単なる地元愛や郷土愛とは一線を画し、自分が地域をより良くするために積極的に関わっていこうとする当事者意識に基づいた自負心を意味している。

重層的な支援体制

一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しく、子ども・障がい・高齢・生活困窮などの分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対して、分野を横断し一体的となって取り組むための包括的な支援体制であり、社会福祉法第106条の4に規定されている。(令和3年4月1日施行)。

障害者就労支援センター

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として設置されている施設のこと。

小規模特認校制度

一定の条件のもと、通常の通学区域による指定校ではなく、特色ある教育活動を行う小規模校(小規模特認校として市が指定)への通学を認める制度。飯能市では、豊かな自然に恵まれた環境と、少人数の特徴を生かし、特色ある教育活動に取り組んでおり、令和8年度の小規模特認校は、飯能第二小学校、名栗小学校、奥武蔵小学校、奥武蔵中学校であるが、奥武蔵小学校と奥武蔵中学校は小中一貫校(奥武蔵創造学園)であり、小学校と中学校の一貫した教育を享受できる機会を提供している。なお、通学費補助制度もある。

受援体制

大規模災害時、被災市町村のみで災害対応を全て実施することは困難であり、他の自治体などから応援を受け入れるための体制のこと。

自立相談支援員

生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る、自立相談支援事業に従事する支援員のこと。

自立・分散型エネルギー

エネルギーの消費地近くに分散配置された、比較的規模の小さい発電設備や熱源機器全般や、これらの機器から供給される電気や熱といったエネルギーのこと。

森林環境譲与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税のこと。森林環境譲与税は、都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用される。

性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいい、「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。L(レズビアン：女性の同性愛者)、G(ゲイ：男性の同性愛者)、B(バイセクシュアル：両性愛者)、T(トランスジェンダー：生れたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人)の頭文字をとって、「LGBT」とも呼ばれている。

Society5.0

我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指し、AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技术をあらゆる産業や社会に取り入れることによりする実現する新たな未来社会の姿をいう。(超スマート社会ともいう)。

ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

た行

地区計画

都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画であり、地区計画制度とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と行政とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現のため都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法のこと。

DMO（ディーエムオー）

観光地域づくり法人と訳され、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

DV（ディーバイ：ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violence の略。「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、「DV 防止法」と呼ばれる。

デジタルアーカイブ

アーカイブとは、古文書・記録文書類または公文書の保管所、公文書館というのが元来の意味であり、公共性や文化的な価値が高く、将来にわたって保存する価値のある資料を記録し、保存することであり、さらに、その保存場所や保存機関のことを指す。デジタルアーカイブという言葉は、デジタル技術を用いて作成されたアーカイブという意味の造語。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

Digital Transformation の略で、直訳すると「デジタル変革」という意味であるが、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指す。

デジタル人材

AI やビッグデータ、IoT などの最先端のデジタルテクノロジーに詳しく、その技術を理解・活用して、企業や社会に新しい価値を創造・提供できる人材のこと。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるもので「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」といいます。）により指定された生物のこと。

特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをすること。

な行

2040問題

1970年代前半生まれの「団塊ジュニア」世代が高齢者となる2040年に、日本の社会が直面すると予測される、少子高齢化や労働力人口の減少が引き起こす社会的課題の総称。

は行

8050問題

80代になった親が50代の子どもの世話をしなければいけないという問題のことで、親の経済的困窮や要介護状態に加え、子どもの社会的孤立の長期化（ひきこもり、離職、障害など）・高齢化などが背景にあり、親の衰えや病気による親子共倒れが懸念される。

ハザードマップ

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に重ねて表示される地図のことであり、災害が予想される区域や避難場所、避難経路などの各種情報を誰がみてもわかりやすいように、地図上に現している。

バリアフリー

高齢者や障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味です。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となる。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。「新・放課後子ども総合プラン」によって“量”の拡充が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」によって“質”の拡充が図られている。

包括的支援体制

地域共生社会の実現のため、地域住民や支援関係機関等が、地域福祉推進の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に役立つ支援が包括的に提供される体制のことで、社会福祉法に基づき、市町村の努力義務となっている。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいい、具体的には、「毎年經常的に入ってくる、市町村の裁量で自由に使えるお金」であり、一定の計算式(標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額)のもとで算出された見込額(理論値)をいう。

ま行

マイナンバーカード

本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードのこと。

緑のトラスト運動

住民から広く寄附を募り、それを資金として土地等を取得し、優れた自然や貴重な歴史的環境を、共有の財産として末永く保全していこうという運動のこと。

優れた自然や歴史的な環境などを公有地化し、後世にわたり保全していく運動のこと。飯能市では、埼玉県と共同で緑のトラスト運動を進めており、緑のトラスト保全第4号地(飯能河原周辺河岸緑地)は、平成10年度以降、地権者をはじめボランティア団体などの理解と協力のもと、用地の取得と保全管理に取り組んでいる。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としている。

優良田園住宅

農村地域や都市の近郊その他良好な自然に恵まれた環境の中に建設する一戸建ての住宅のこと。飯能市では、南高麗地区(大字岩渕、大字下畑、大字上畑、大字苧生、大字下直竹のそれぞれ一部)を対象に、自然の中で、「農」にふれる毎日を通じ、ゆとりと潤いのある生活を満喫できる移住制度を実施している。

4つの中核機能を有する機関

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児通所支援事業所におけるスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョン推進の中核機能 ④地域の発達支援関する入口としての相談機能

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物（建物や橋、道路などの施設）、設備などの企画・設計段階から、運用・保守、そしてその役割を終え、最終的な廃棄に至るまでの全期間に発生する総コストのことを指し、初期投資だけでなく、使用期間中のランニングコストや、廃棄時のコストまでを含めた、「ライフサイクル全体」にわたるコストを意味する。

ライフステージ

人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階をいい、節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

理学療法士

病気や怪我、老化などが原因で、身体に障害がある人等の身体運動機能の回復や維持・向上を図り自立した日常生活が送れるよう、医師の指示の下、運動の指導や物理療法を行う医療技術者のこと。PT（Physical Therapist）とも呼ばれる。

リカレント教育

リカレント（recurrent）は「循環する」「再発する」といった意味で、学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく社会人の学びをいう。

(参考)

リカレント教育とリスキリングの違い

リカレント教育は、はたらく個人が能動的に学ぶことを示す概念で、個人が任意のタイミングで学習をし、仕事や生きていく上で役立つ知識・スキルの習得に努めるものであり、リスキリングは、学びを主導していくのは従業員個人ではなく企業や組織。デジタルやAIの需要・供給の拡大により、一部の事業領域では大きな変化・発展が見込まれ、求められる職務内容も変化していくことから、リスキリングは、そうした職務を担える従業員を育成するため、人材戦略の一環として実施される。

立地適正化計画

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているものであり、平成26年8月に制度化された。

臨床心理士

臨床心理学に基づいた知識と技術で援助する心理専門職であり、臨床心理士には一定の研修を条件に5年ごとに資格を更新する義務がある。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と私生活の両方を充実させること」という意味であり、国民一人ひとりが、「やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すものとされる。

